# 臺灣新報

## 感状授與 光榮四十一に及ぶ

### 十八年中 武功拔群の部隊、個人

【東京發】北に、南に又大敵に敢然なる反攻を迎へて我が前線部隊は自然の脅威と補給の困難を克服してこれを邀擊、皇軍の面目を發揮してゐるが、十八年中に於て特に武功拔群として感状授與の光榮に輝くもの、部隊をもつてはアッツ島に玉碎せる山崎部隊以下廿五部隊、個人としてはガダルカナル島における若林東一中尉以下十六名に上りその總數四十一に達したが、部隊、個人別に感状授與の[illegible]たものは次の通りである

| 授與月日 | | 感状授與部隊個人名 |
|---|---|---|
| 一月一日 | 比島攻略作戰 | 今井歩兵部隊 陸軍軍曹 野々村春水 |
| 同 | 同 | 武智歩兵部隊 陸軍伍長 清水與市 |
| 同 | 同 | 小池工兵部隊 陸軍上等兵 菅木義太郎 |
| 一月七日 | 同 | 偵察飛行中隊長 陸軍大尉 [illegible] 貞夫 |
| 同 | 同 | 森田歩兵部隊中隊長 陸軍大尉 山崎 忠男 |
| 同 | 同 | 松田部隊 陸軍少尉 鈴木 謙二 |
| 二月八日 | 中支湖東作戰 | 酒井兵團同配屬部隊 |
| 二月一一日 | 同 | 相岡部隊付 陸軍少尉 相澤 [illegible] |
| 同 | 同 | 奥瀬部隊付 陸軍少尉 上杉 [illegible] |
| 三月二四日 | 北支山東省第二次魯南剿共作戰 | 奥田部隊池田中隊 中村小尉以下十六名 |
| 同 | 同 | 奥村小尉外一名 |
| 四月七日 | ニューギニア方面 | [illegible]本飛行部隊 |
| 五月二九日 | 中支第二次長沙作戰 | 的野歩兵部隊同配屬部隊 |
| 同 | 同 | 片岡輜重兵部隊同配屬部隊 |
| 六月七日 | 同 | 糸日谷歩兵部隊同配屬部隊 |
| 七月七日 | ビルマ作戰 | ドンペイク地區占領部隊 |
| 七月一〇日 | 印緬國境方面航空作戰 | 石川飛行部隊中隊長 陸軍中尉 中崎 茂 |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 九月二九日 | ガダルカナル島 | [illegible]歩兵部隊(配屬[illegible]歩兵部隊) |
| 同 | 同 | [illegible]部隊 |
| 一〇月二日 | 香港、アンボン、チモール、ガダルカナル島 | [illegible]部隊中隊長 陸軍中尉 若林 [illegible] |
| 一〇月七日 | ガダルカナル島 | [illegible]部隊中隊長 陸軍中尉 大井 [illegible] |
| 一〇月二三日 | 同 | 鬼[illegible]部隊 |
| 一一月一八日 | アキャブ作戰 | [illegible]主力、同配屬部隊 |
| 一一月一三日 | 北支十八集團軍八路作戰 | 大[illegible]部隊 |
| 一一月一六日 | キスカ島 | キスカ島守備[illegible]高射砲中隊 |
| 一二月二日 | 中支常德江北殲滅作戰 | 中[illegible]部隊[illegible]本中隊 |
| 一二月二七日 | 中支江北殲滅作戰 | 清水部隊飛田小隊 |
| 同 | 同 | 小[illegible]部隊 |
| 同 | 同 | 里見船舶輸送部隊 |
| 同 | 同 | 鈴尾部隊飯田歩兵中隊 |
| 同 | 同 | 大坪部隊反町歩兵部隊 |

部隊感状二十五、個人感状十六 計四十一

---

## 敵巡等十一隻を屠る

### 二島方面 敵機六十一を擊墜

**【東京發至急報】大本營發表**（十二月二十八日十六時）

一、我守備隊は十二月廿六日以來ニューブリテン島グロスター岬の東西兩岸に上陸せる敵を邀擊激戰中なり

二、帝國海軍航空部隊は十二月二十六日正午ボルゲン灣の敵輸送船團を强襲し左の戰果を得たり

擊沈 大型巡洋艦二隻、大型輸送船二隻

擊破 大型輸送船二隻（擊沈概ね確實）

擊墜 二十機（內不確實五機）

我方の損害未歸還十七機

三、帝國海軍航空部隊は十二月二十七日早朝マーカス岬附近の敵舟艇及び陣地を攻擊し、左の戰果を得たり

擊沈 特殊輸送船一隻（兵員滿載）魚雷艇二隻

擊墜 十八機（內不確實四機）爆破炎上三個所

我方の損害未歸還七機

四、帝國海軍航空部隊は十二月二十七日午後ラバウルに來襲せる敵機約五十機を邀擊しその二十三機（內不確實八機）を擊墜せり

我方の損害未歸還六機

---

## ラバウル進取企圖頗る獰猛

## 敵軍の消耗增大必然

【東京發】去る十五日敵の一部兵力がニューブリテン島マーカス岬及ピレロ、アラウエ兩島に上陸して以來ニューブリテン島を繞る彼我の決戰は著しく熾烈化し、敵は我が海空の猛烈な連續的猛攻に依然莫大なる犧牲を喫したにも拘はらず獰猛苛烈なるラバウル攻略企圖を捨てず同方面が基地に對し反復爆擊を續行しつゝあつたが、二十六日朝不遜にもニューブリテン島西北岸グロースター岬の東西兩岸に一部兵力を上陸するに至つた、即ちニューギニア島フインシハーヘン方面に待機してゐた敵海兵隊は二十五日深夜巡洋艦、驅逐艦などを直衛とする輸送船團を擁して出擊その一部がグロースター岬東岸ボルゲン灣及び西岸タワレに上陸した、わが守備隊は敵の艦砲射擊と敵機群の爆擊を浴びながらも果敢な邀擊戰を展開引續き激戰を繼續してゐる。一方わが海軍航空部隊は連日に亙りマーカス岬附近海域の敵艦船に銃爆擊を加へこれに甚大な損害を與へると共にウツドラーク島方面敵基地ソロモン諸島方面敵基地をも連爆更にラバウル方面においては來襲敵機群を邀擊して莫大な戰果を收めるなど文字通り八面六臂の活躍をなしてゐるが、敵がグロースター岬方面へ上陸するや二十六日正午早くもボルゲン灣頭に殺到百機を越える敵戰爆聯合の猛烈な抵抗と敵機の跳梁を排除しつゝ敵艦船群に[illegible]必殺必沈の巨彈を浴びせて敵大型巡洋艦二隻、大型輸送船二隻を擊沈、大型輸送船二隻を擊破（擊沈概ね確實）の戰果を收めた外敵機二十機を叩き落した。この戰鬪でわが方は未歸還十七機の尊い犧牲を出したが如何に戰鬪が激烈であつたかを餘すところなく物語つてゐる。更に翌二十七日早朝にわが海鷲はマーカス岬附近の敵陣地及び敵舟艇を攻擊し兵員滿載の特殊輸送船一隻、魚雷艇二隻を擊沈、敵機十八機を擊墜、敵陣地三箇所を爆破炎上せしめた。わが方[illegible]

【東京發】我が戰略上の要線ニューブリテン島攻略を目標とする今次敵の侵攻は日一日と激化し叩かれても叩かれても飽く迄我が內線に楔を打込まんとする敵の執拗なる戰意を餘す所なく暴露してゐるこれ等一連の戰鬪を通しての特徴としては彼我ともに航空機に依る決戰が從來にみない苛烈さを以て繼續されてゐることを擧げ得る。十月下旬以來のモノ島上陸及びブーゲンビル島上陸を始めギルバート諸島海域侵攻作戰に於て敵は上陸に先立ち航空機に依る我が基地爆擊を連日反復し我が航空勢力の減殺を圖つた後大輸送船團に依る上陸作戰を强行したのであるがラバウル攻擊に於てはその海陸に於ける制空權は完全に我方が把握してゐること及び敵基地もトロキナ岬、トロブリアンド島、グッドイナフ島、ウツドラーク島を始めニューギニア島等我がニューブリテン島を南から西方にかけて圍繞してゐる事實から敵の我基地攻擊は著しく活潑化するに至つたのである。特に二十五日にはニューアイルランド島カビエングに對して艦載機に依る爆擊を加へてゐるがこの事は連續的飛行作戰に依り敵機の消耗が莫大な數に上りこれが補給が間に合はなくなつた結果ともみられる。なぜならカビエングはトロキナ岬より僅に二百五十浬の近距離にあり優に效率的な陸上機を以て攻擊し得るにも拘はらず敵は非效率的な艦載機を以て攻擊して來つた事がこの事を證明してゐる。敵がラバウルの孤立化を圖り其攻略をあせればあせる程同方面海域に於ては航空機を主體とする戰鬪の比重增加は論をまたない。然も敵の空軍攻擊は我がラバウル基地の制空權下に於て敢行されるものである以上空戰の激化は必然に敵の消耗を增大すべくこれに對し我方にあつても常時敵の空的優位を壓倒する[illegible]の確保を絕對の要件としてゐるのである

---

### 陸鷲 チッタゴン再空襲

【ビルマ〇〇基地二十八日發同盟】ビルマ方面帝國陸軍航空部隊の精鋭は二十六日戰爆聯合の大編隊を以て雨期明け後第二回目のチッタゴン攻擊を敢行、同港に停泊中の五千トン級輸送船一隻に直擊彈を命中せしめ擊破炎上せしめると共に埠頭施設倉庫群を爆碎。更に邀擊し來る敵戰鬪機二十機と激烈な空中戰を交へスピットファイヤー七機（內不確實一）ノースアメリカンP51一機を擊墜した。わが方の損害自爆三機

---

## 擊沈破艦船百卅七隻

### 十二月十五日より廿七日迄 二島周邊綜合戰果

【東京發】十二月十五日以來二十七日に至るまでの期間ニューブリテン島周邊において海軍航空部隊の收めた綜合戰果次の通り

一、敵に與へたる損害

（イ）マーカス岬方面

擊沈 巡洋艦一隻、魚雷艇一隻、驅逐艦一隻、輸送船十八乃至十九隻、海上トラック四隻以上、大型上陸用舟艇五隻、小型上陸用舟艇八十一隻以上、計百十二乃至百十三隻以上

擊破 巡洋艦一隻、驅逐艦一隻、輸送船八隻、海上トラック一隻、驅潛艇一隻、大型上陸用舟艇三隻、小型上陸用舟艇多數、計十六隻以上

擊墜 三十八機以上

（ロ）ボルゲン灣方面

擊沈 大型巡洋艦二隻、大型輸送船二隻

擊破 大型輸送船二隻

（ハ）ラバウル方面

擊墜 百五十一機

（ニ）カビエング方面

擊墜 三機

（ホ）ブーゲンビル島北方方面

擊沈 驅潛艇一隻

擊墜 一機

二、わが方の損害 七十三機

---

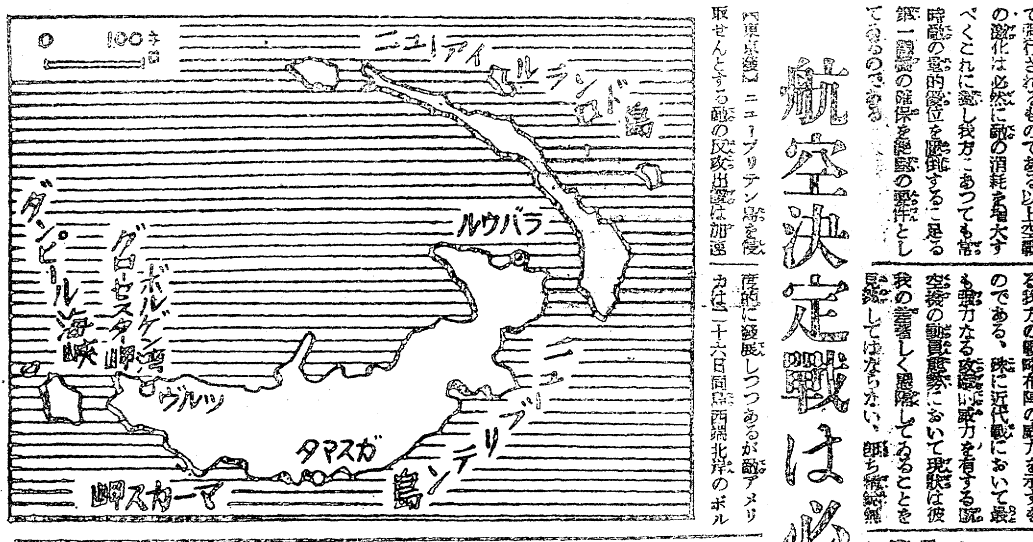

## 航空決定戰は必至

【東京發】ニューブリテン島を侵犯せんとする敵の反攻出擊は加速度的に發展しつゝあるが敵アメリカは二十六日同島西北岸のボルゲン灣に强行上陸を敢行し茲にニューブリテン島西部に南岸と北岸の二橋頭堡を占めるに至つた、而して敵の作戰意圖は何れもラバウルを目標として有力なる橋頭堡を建設せんとするにあることは明かでこの橋頭堡を確保せんとする慾求は畢竟大航空作戰を實施する爲め基地を得んとしてゐるものである敵は今次の上陸に際り有力なる海兵隊を出擊せしめてゐるが米海兵隊は陸軍部隊より强く裝備等においても優秀であると傳へられこの優秀なる海兵隊を內線作戰の困難な地點に動員したことは先づ强力[illegible]

---

## 來襲機こ[illegible] 戰鬪激烈

### マーシャル群島方面

【[illegible]】[illegible]に對する敵機の來襲は最近著しく熾烈化し二十四日朝にはB24十六機を以て[illegible]部隊はその一機を擊墜した、我方地上に輕微な損害を受けたのみ、同[illegible]敵戰鬪機群は[illegible]熾烈な空戰を交へてその三機を擊墜した、この戰鬪で[illegible]エラップ環礁タロア島にB24九機が來襲、我海鷲は直ちにこれを邀擊その一機を擊墜した、我方[illegible]

## マキン、タラワを痛擊

【中部太平洋〇〇基地二十八日發同盟】帝國海軍航空部隊は二十四日深更から二十五日黎明にかけて四回に亙り暴天候を衝いてマキン、タラワ兩島の敵飛行場及び兵舍[illegible]其他[illegible]熾烈な對空砲火を冒して必中彈を叩き込み飛行場、滑走路その他軍事諸施設數十箇所を爆破し、一箇所大爆發、五箇所炎上せしめ黑煙濛々たる火災が天に沖するを認めて歸還した、我が方未歸還一機

## “寄らば斬る”我態勢

【東京發】敵米軍の南太平洋進攻作戰はニューブリテン島西南岸のマーカス岬に登場するに至り俄然彼我の攻防戰は一段と熾烈化しつゝあるが、今又敵はニューアイルランド島のカビエングに攻擊の鋒先を指向してゐる。ニューブリテン島、ニューアイルランド島を圍む弧狀の地理的位置はラバウル、カビエングを中心として我南方作戰の强力なる戰略態勢を形成してゐるのであつてこれら兩地點の有する戰略的價値は頗る重大なるものがあることは言ふまでもない。而して戰局は屢次の大本營發表の如くマーカス岬において、ラバウルにおいて、カビエングにおいて赫々たる戰果を擧げてゐる。この現實は內線占位の有利な戰勢を占める我方の戰略布陣の威力を示すものである。殊に近代戰において最も强力なる攻擊的威力を有する航[illegible]比なる我海軍の制空權下にあるビスマルク諸島と、その周邊は正に『寄らば斬る』の態勢にある。併しながら斯くの如き有利な戰勢を築き上げたる要素として敵の出擊を必殺するためには一に國內の生產が增强され然もこれが前線へ圓滑に補給されることが絕對の要件である。戰爭の『危機』或は『不敗』と言ふ言葉は絕對的に加へられるものでは決してない。一億の銃後と戰局とを[illegible]來するものであることを忘れてはならない。戰果と戰局とを[illegible]して敵の不敵な意圖を直視し茲に銃後と前線の區別なく一體としての總力戰的行動が强く要請される所以である

に基地推定地附近を制壓せんとするものである。從つて敵はこの地の完成を俟つて我航空兵力を殲滅し得る航空機を蒐集し航空兵力を主體とする大作戰を實施するであらうことは想像に難くない。最近のラバウルに對する空襲の如きを見ても連日執拗に來襲し甚大な損害を蒙つてゐるが單なる消耗の程度では敵の攻擊力は些かも衰へを見せず寧ろその量的優勢を利用して益々兵力を增大して出擊して來てゐる。この事實を想起するならば戰局の深刻さは今更贅言するまでもない。然も現在における航空機の現實を以て今後における航空作戰の本質を斷ずることは許されない。航空機の量的優勢の未來は航空兵力により獨立的作戰の展開によつて戰局を決定し得ないと言ふ斷定を何人にも許さないのである。斯くて不敗の南方戰略要線に據る精鋭なる我海軍航空隊の威力圈內における航空決戰の日が必ずや到來するであらう、而してこの航空決定戰における勝利こそ我々の斷じて取らねばならない至上命令であり前線の將兵の鐵槌に活力を注入するものはただ銃後一億の意思と精神のみより生れるのである

---

### チッタゴン初爆擊

【リスボン二十七日發同盟】ニューデリー來電に依れば日本空軍爆擊隊は戰略要地チッタゴンを二十六日爆擊したと言はれる

---

## 輸出入品目表制定

### 日滿間交易の圓滑化促進

【東京發】大藏省では大東亞共榮圏を通ずる貿易交易の圓滑なる促進に資するため共榮圏各地域の輸出入統計の統一化を企圖し先づ新たに日滿間に共通する輸出入品目表を制定する方針の下に豫て滿洲國政府と協議中であつたが今回十九日附大藏省告示を以て新輸出入品目表を公布右統計品目に基き明年一月一日より日本及び滿洲國において輸出入統計を作成することになつた、新輸出入品目表作成の要旨並に品目分の方法は次の通りである

大藏省發表

一、本品目表は簡素且つ平易を旨とし品目分類方法として原則として陶汰法を採用すると共に商取引の實情をも參酌し作成したこと

一、本品目表は總動員計畫等諸計畫の策定及び各種物資統制等に使用する場合も考慮し作成したこと

一、本品目表は差當り日滿兩國において實施することとなしたるも將來その他共榮圏諸地域において實施し得る如く考慮し作成したこと

第一類 油、脂、蠟及び同製品

第二類 食品、嗜好飲食料及煙草

第三類 色素及び塗料類

第四類 藥品類、化粧品類及び爆發物

第五類 被服類及び裝身用品

第六類 布帛及び同製品

第七類 紙、紙製品、書籍、書畫及び印刷物

第八類 纖維及び同製品

第九類 動植物、動植物產品及び同製品

第十類 科學機器、樂器、銃砲、電氣機器、車輛、航空機、船舶及び機械類

第十一類 金屬及び同製品

第十二類 陶磁器、硝子及び硝子製品

第十三類 土石類、鑛物及同製品

第十四類 前各類以外の物品

---

## 江防軍の中核殲滅

### 漁洋關東方に 敵屍千四十一の戰果

【漢口二十八日發同盟】常德方面に呼應するわが冬季進攻作戰の西部戰線漁洋河方面において敵の誇る江防軍の中核第十八軍及び第百八十五師を漁洋關東南方面地區で包圍殲滅中のわが精鋭部隊は敵主力に對し甚大なる損害を與へこれを遠く西方に驅逐した、戰果左の如し

遺棄死體一、〇四一、俘虜二〇、鹵獲輕機四、小銃五〇〇、其他彈藥資材多數

---

## 定例閣議

【東京發】二十八日の定例閣議は午前十時より首相官邸に開催、東條首相以下各閣僚([illegible])出席、山崎農相より「食糧自給態勢强化對策要綱」並に「自作農創設の促進に關する件」につきそれぞれ說明、これを決定の後、星野書記官長より「昭和十九年人口調查施行」につき說明、これを決定し午後零時半散會

[illegible]ことゝなつた

## 大東亞建設審議會總會

【東京發】大東亞建設審議會第八回總會は二十八日午後二時より首相官邸に開催、東條總裁首相以下各委員、各幹事出席、さきに首相より諮問せられたる

一、大東亞地域の食糧增產方策

一、大東亞地域の纖維原料の增產方策

の二諮問案に對する答申案を附議慎重檢討の後これを決定、同四時散會したが右に關し情報局より左の如く發表された

情報局發表（十二月二十八日午後五時）本二十八日午後二時より內閣總理大臣官舍において東條總裁以下各國務大臣並に各委員出席の下に大東亞建設審議會第八回總會開催せられ第七回總會において內閣總理大臣より諮問せられた

一、大東亞地域の食糧增產方策

一、大東亞地域の纖維原料增產方策

に關する答申案を附議決定し午後四時散會せり

## 平出英夫海軍大佐 比國大使館武官に

【東京發】軍令部課長平出英夫大佐は今回フイリッピン大使館附武官に補せられ二十八日左の如く發表された

海軍大佐 平出英夫

補フイリッピン國在勤帝國大使館附武官

## 國民動員連絡會議 委員、幹事を決定

【東京發】厚生省では去る七日の閣議決定に基き國民動員連絡會議を設置することゝなり委員及幹事の銓衡を急ぎつゝあつたがこの程委員を決定、會長たる小泉厚相から夫々正式に委囑を行つた、而して委員及幹事の銓衡に於ては國民動員が決戰遂行の軍需生產增强に重要な關係を有する事に鑑み[illegible]並に[illegible]を網羅し[illegible]に依る最高動員[illegible]の確保に

### 內務辭令

任京都府地方事務官 越村五太郎

任和歌山縣官房長 [illegible]

海軍司政官 海保 貞夫

任青森縣警察部長（四等）

---

## 米鐵鋼業界半身不隨

### 罷業勞働者十五萬數ふ

【ブエノスアイレス二十七日發同盟】ワシントン來電＝米國の鐵鋼罷業は二十七日に至り[illegible]組合[illegible]も參加するに至り全國的の形となり產業別組織會議系の勞働組合所屬勞働者三十五萬の內すでに罷業を開始した者の數は約十五萬一千と推定される罷業の中心地はオハイオ州でクリヴランド、ヤングスタウン等の鐵鋼業都市の工場は早くも殆ど全く操業を停止、オハイオ一州だけでも罷業勞働者は六萬以上に上つたとみられるがその外ペンシルバニヤ、ウエスト・バージニア、インデアナ、ミシガン、ニューヨーク諸州からも續々鐵鋼工場の閉鎖が傳へられ二十七日午前中に操業を停止した工場は二百十四に上り米國の鐵鋼業は早くも半身不隨の狀態に陷つた、米國鐵鋼業調查所の推定に依ればこの罷業のため今週の鐵鋼生產高は米國參戰以來の最低記錄を示すこととならうと言はれる政府當局は二十六日ルーズベルトが鐵鋼勞働組合及び經營者側に對して罷業即時打切の電請を行つたのに引續き二十七日には戰時勞働局長官デーヴィスが產業別組織會議會長フイリップ・マレーと會談罷業打開に苦慮してゐる

## 獨英海戰を 英側は沈默

【リスボン二十七日發同盟】ノールケープ沖の海戰については英國海軍省はドイツ主力艦シャルンホルスト號を擊沈したと云ふ以外一切の詳報を控へ二十七日夜に至つて僅に次の通り發表したに過ぎない

今回の海戰については未だ詳報を出す迄には至つてゐない、しかし護送船側はドイツ艦隊の襲擊に煩されることなく英國艦隊の內一隻が輕微な損害を受けたに過ぎない、但しロンドンからニューヨークに達した報道に依れば英國海軍省當局に於ては廿七日午後に至り右海戰で飛行機四十一機並びに驅逐艦數隻を喪失した旨洩らした

## カビエング來襲機 我が守備隊擊退

【南太平洋〇〇基地二十四日發同盟】二十日夜間敵B24約十七機が五回に亙つてニューアイルランド島カビエングに來襲わが守備隊はこれを邀擊擊退した

### 人事

▲門馬廣氏（臺北州保安課長）挨拶に本社來訪

▲深澤勝久氏（淸水組臺灣支店長）上京中のところ歸北

▲栗山峯登氏（文教局社會課長兼編成課長）千町二ノ三八に轉居

### けふの官報

▲府令 臺灣食糧管理令の一部施行期日の件、臺灣食糧管理令施行規則、▲（敕令）律令 臺灣食糧管理令 臺灣食糧管理令施行規則、告示官用無線、信の施設承認、海岸局、船舶局、固定局、航空局及航空機受所名並呼出符號中改正、菓子類の最高販賣價格指定中改正、官廳用無線電信無線電話の施行承認

---

## 生產增强の隘路打破

## 時局事務を敏速化

### 行政監察實施要綱決定

總督府に於ては曩に決定せる決戰態勢强化方策に基き行政機構の全面的改革を斷行し行政執行狀況の監察を行ふため地方監察課を新設したが右行政執行狀況の監察とは如何なるものか注目の的となつて居たが、此の程行政監察の實施に關し左の如く非違の摘發は避け時局事務の迅速化[illegible]

**行政監察實施要綱**

第一、方針

內外の情勢に對應し益々行政の成果を擧げん爲行政執行狀況の監察を行ひ以て全管內に於ける一般施政の情況殊に時に決定せられたる臺灣決戰態勢强化方策の實施に關する行政執行の適正徹底を期すると共に本府に於ける施策方針の決定に十分なる反省資料を與へ更に官吏の責任[illegible]の狀況を明かにし其の他吏道の振肅を圖るものとす

第二、要領

一、本府に於て行ふべき行政の監察は官房地方監察課に於ては全管內に於ける一般施政の情況時に臺灣決戰態勢强化方策の實施に關し常時之が監察を行ひ又地方廳に於ける監察事務の統制に關する事項を掌理す

二、地方廳に於て行ふべき行政の監察は州廳總務部總務課及廳總務課之を掌り本府に於て行ふ監察の要綱に即應し所管地方行政事務中重要事項に關し常時之が監察を行ふものとす

三、行政執行狀況監察の實施に當りては官吏及吏員個人の非違の摘發の如きは之を避くべきものとす

四、行政監察の內容は概ね左の如きものとす

（イ）行政の統一が保持せられあるや

（ロ）行政と諸般の國民生活との吻合關係如何

（ハ）企畫と執行の適合が確保せられありや

（ニ）許可認可其の他の處分の進捗は敏速なりや

（ホ）行政組織の缺陷に依り行政の澁滯なきや

（ヘ）下情上通の狀況如何

（ト）今後の行政執行に付注意改善すべき事項如何

五、監察の結果に付ては總て總督に之を報告するものとし特に重要なる事項は之を府議決定して措置するものとす

## 指導督勵に重點指向

### 清水地方監察課長語る

行政監察と言ふ新たなる重要使命につき淸水地方監察課長はその抱負を左の如く語る

決戰下の行政を强力に推進するため行政の監察を行ふことになり總督府に地方監察課、地方廳に監察係を新設し今回との行政監察實施要綱を決定し直に實施することに成つたが本府に於ける一般監察としては年一回二州位を對照にして之を行ひ、これとは別個に特殊の問題があれば之を取りあげ隨時にその都度實施する方針である、その方法は從來の如き非違の摘發等は出來るだけ避け時局事務の圓滑敏速化、或は生產增强の隘路を探究し官府と地方廳協力の下に之が打破を圖る等國家の至上命令に副ふ指導、督勵に重點を置く、簡單に言へば官府の行政執行に當り官府と地方廳の連絡緊密なものので例へば食糧增產が緊急なる國家要請なればその分野を問はず全活動、全能力を之に集中すべき態勢を强化するものである

---

新社標
新商標
東京芝浦電氣株式會社

二百七十億貯蓄總攻擊
決戰貯蓄に生命保險
普通保險
子供保險
無診查保險
明治十四年七月創立
本邦生命保險の開祖
明治生命

丈夫な赤ちゃんを產むには…
特に流產・早產の防止にビタミンEが必要です
[illegible]
ユベラ

論說

## 銃後もまた戰場に徹す

第八十四回帝國議會開院式に當り

畏くも天皇陛下には優渥なる勅語を賜はり我らに今や[illegible]の興廢[illegible]て朝野を擧げ重大なるの秋億兆一心國家の總力を擧げて敵國の非望を粉碎すべき旨諭旨あらせられ、更に外征の將兵に對し[illegible]の御言葉を賜はると共に銃後の國民に對して有難き御言葉を賜はつた。この勅語を拜して一億國民齊しく恐懼感激奮起、銃後の民草の上にも齊しく聖慮を垂れさせ給ふ大御心に副へ奉るべく敵米英の非望を粉碎、聖慮を安んじ奉らんことを誓ひ奉るのである。今日の戰爭に於ては銃後といふ語は昔日と著しく趣を異にし銃後も亦戰場であつて、さればこそ國民總つて戰線に於ける前線將兵の心を以て心として敢鬪して能く最後の勝利が期せらるるのである。

◇

銃後戰線の重大なるは今日の戰爭が眞に文字通りの總力戰なるが故であつて茲に一に決戰の運營が招致する深刻なる消耗を補給する生産の增强と第二に[illegible]の發達による敵の攻防戰が國內に於ても[illegible]される[illegible]と此の二點に於て銃後戰線に於ける國民の責務は實に重大なものがある。特に敵の我が本土空襲の企圖に對しては最も重大なるの秋、[illegible]防空陣を以て神州を護持して護る本義に徹しなければならぬ。

今日迄の所、大陸よりの敵の空襲企圖も[illegible]の制限された太平洋方面よりの進攻も未だ[illegible]して見るべきものもなく"ドウリットル"空襲に過ぎないが、[illegible]大陸よりの[illegible]が[illegible]に依つて[illegible]が殘存し[illegible]に對して日本本土空襲を企圖としてゐ[illegible]は[illegible]を要せぬので虎視眈々たるは[illegible]ある。敵の空襲企圖に就いて特に注目すべきはそれが國內[illegible]に對する[illegible]の一環として[illegible]る謀略として行はれる點である。此の點は歐洲戰線に於ける敵米英空軍の常套手段として明白な事實である。即ち伊太利に對しても獨逸に對しても專ら軍事施設を目標とするものに非ずして寧ろ一般の住宅地區、文化施設、學校病院に對して盲爆を敢てし以て人心の[illegible]、戰意を挫らんとする卑劣にして非人道極まるものであり、此の米英空軍の空襲が歐洲に於ては所謂"恐怖爆擊"を以て呼稱せられる所以も茲に存るのである。最近に於ける[illegible]伯林爆擊の如きは人心[illegible]をもせず[illegible]敵米英空軍の非人道振りを[illegible]く暴露するものであるが[illegible]國民[illegible]、[illegible]不撓[illegible]しつつあるは[illegible]である。

◇

昨年四月の東京空襲に際し[illegible]の無辜の[illegible]を加へた[illegible]る敵米機の鬼畜の所業の如き、或は[illegible]明々白々たる我病院船に對する[illegible]の如き、敵米英の[illegible]非人道の正體を暴露するものであり、世界制覇の非望の下に手段を擇ばざる敵の兇暴は又一面に於ては敵側に焦燥の現はれでもある。然しながら敵が如何に兇暴を逞しうし、如何に足搔けばとて斯くの如き[illegible]は天人倶に容さざる[illegible]たるのみならず、億兆一心[illegible]つつあるを恃む我が[illegible]の如何なる企圖をも悉く粉碎せずんば已まないのであつて[illegible]の決戰の秋、[illegible]に於ける[illegible]一心一意[illegible]の[illegible]への途なのである。

---

# 食糧對策に劃期的

## 食糧管理令けふ公布

臺灣食糧管理令（律令）の本[illegible]公布施行は同令が去る二十四日[illegible]決定を見るに至り愈々之が年內公布必至と目されてゐたが督府では遂に二十九日臺灣食糧管理令を律令第二五號に依り、同令施行規則を府令第二一九九號に依り夫々公布すると共に食糧管理令及び同令施行規則中食糧營團の設立を同時に府令第二一九八號を以て施行した、督府では右法令公布の要旨並に之が內容の說明につき食糧部長談を以て左の如く發表した

### 中平食糧部長談

本日臺灣食糧管理令及同施行規則の公布を見たのであるが本法令は決戰下本島食糧對策上劃期的なる重要意義を持つものなるに鑑み此際に其の要旨並に內容につき說明を加へたいと思ふ

本島に於ては昭和十四年臺灣米穀移出管理令を制定し米穀の移出管理制度を創始し次で昭和十六年臺灣米穀等應急措置令を制定して移出米穀以外の島內消費の米穀及米穀以外の食糧に付ても之が管理を爲し得るの途を開き以て一層全般的に食糧管理の强化を整へ今日に及んだのであるが法制上右律令の運用を以てしては食糧農產物の供出を補締的ならしむるを得ない憾があつたのである更に食糧の收納に付ては各地區々に種類別に組織されたる供出組合をして之に當らしめ來つたのであるが戰爭の進展に伴ふ食糧需給に即應して各種食糧の綜合的且計畫的配給制の實施並に之が實施に依る消費節約を圖り以て增產の目的を達成すると共に內地に對する米穀移出の數量を確保して國家の要請に副ふる爲現在の各種機關を統合整備して臺灣食糧營團を設立し同營團をして主要食糧の配給統制を擔當せしむると共に非常時必要食糧の一元的貯藏を行はしむるの要緊なるを認めたのである

本令制定の趣旨は右の如くであるが其の內容は條文に依り諒解せらるる通り

一、主要食糧たる米穀、小麥及甘藷（切乾甘藷を含む）に付供出數量の割當制に依る政府買上を實施すると共に其の他の主要食糧たる麥類、雜穀、豆類、澱粉等に對しても必要に應じ配給統制を行ふこと

二、主要食糧の綜合配給を實施する爲之が擔當機關として臺灣食糧營團を設立すること

三、非常時必需食糧の貯藏を臺灣食糧營團をして行はしめ其の完璧を期すること

四、食糧關係法令を本令に包括して其の簡素化を圖ることである

が次に主要食糧の買上及臺灣食糧營團に關して詳說すれば

イ、米穀、小麥及甘藷は市街庄農業會をして一元的に集荷せしめるものである即總督府は州廳別作付面積、生產見込高及農家保有量等を基礎として州廳別・供出割當數量を定め之を州知事又は廳長に[illegible]市街庄長は[illegible]生產者又は地主に[illegible]知する斯くして[illegible]生產者又は地主は[illegible]供出數量を市街庄農業會に對し[illegible]ることとなるのである

ロ、臺灣食糧營團は資本金八百萬圓（內政府出資四百萬圓）を有し設立の上は國民主要食糧たる米穀、麥類、甘藷、雜穀等の綜合配給事業を行ふと共に從來各機關をして貯藏せしめたる非常[illegible]

時必需[illegible]、[illegible]、[illegible]等[illegible]の[illegible]を[illegible]ある

島民各位は均しく各自の職域に於て國民食糧の增產確保と消費節約の徹底に努め戰時食糧確保の實を擧げらるると共に本令運用に當つては十分なる理解と協力を望んで已まぬ次第である

### 農業會令も公布

本島に於ける農業團體統合の根據法たる臺灣農業會令（律令）は之と同時をもつ臺灣食糧管理令と共に二十九日公布となつた　で督府では同施行規則を來春早々公布すべく諸般の準備を進めると共に地方農業會の設立を急がしめることとなつた

---

# 優秀機械器具を顯賞

## 鐵工業技術向上へ考慮中

臺灣鐵工業統制會では嚴て生產分野確定、資材、技術、價格、勞務の各面より本島鐵工業の決戰體制促進に努力しつつあるが今回會長の傘下會員各工場を視察の結果これが技術向上の必要性を痛感し各會員間の特有技術を交流公開の技術向上を期すると共に各工場に於ける從業員の創意を生かすべく獨特の機械器具或は工作法等を發掘しこれを審査して優秀なるものを顯賞し全島に普及せしめる具體的方法に付いて目下研究中であるが、これに付き[illegible]川會長は左の如く語る

內地では昨年末工業組合法を改正して各會社工場の特許を公開、技術の交流を行つて全體の技術向上に資して居るが本島に於いてもこの點は考慮せねばならぬ然し鐵工業に於て今のところ特許と稱する程の技術を有しないのであるから寧ろ各工場從業員の創意工夫を獎勵すると共にこれを一般に公開すれば一寸した工作法改良についての創案が資材の節約技術の向上に大きな働きを示すのではないか、右の樣な創意を今回の工場視察で一、二發見したので之を全般から蒐集すればかくれた創意が普及され手近なところから技術向上に役立つのではないかと思ふ。これが賞金授與方法等具體的問題は目下立案中である

---

# 敵米の作戰動搖

## 西南太平洋の大戰果

海軍少將　匝瑳胤次

◇…ブーゲンビル島沖及ギルバート諸島の大戰果に際しては色々の觀察が考へられる、米國は此の取返しのつかぬ大損失によつてラバウルの攻略はおろかブーゲンビル島上陸部隊の始末をどうつけようとするであらうか、况して印度洋作戰との連繫を今後如何なる手段に依つてやらうとするのであるか。米國の今日作戰は此の戰敗によつて根本的に[illegible]を來した譯である

◇…米軍今次攻勢の直接目的は、ブーゲンビル島への[illegible]に在つたと見られるが、この攻勢はレンドバ島上陸より一連の繫がりを持つのであつて日本軍弱體化せりと過信し、ブーゲンビル島西岸へ有力部隊の上陸を決行して見たが、我軍の頑强なる抵抗と上陸地點の原始的ジャングル地帶に惱まされる彼等は其の進出も容易ならざるのみならず、飛行場の急設また意の如くならず、[illegible]に具さに艱難の勞苦を味はひ既に孤軍の嘆を洩らしつつあるのである。米國たるもの之が[illegible]に[illegible]らざるを得ない。ここに[illegible]の目的が存したのであるが、あはよくばこれと同時にニューブリテン島に上陸の足場を得てラバウル攻略に更に一步を進めんとしたのである。又この作戰は英の印度洋作戰とも一脈の繋がりを有し、成し得れば相呼應してビルマ攻略戰に英軍を起たしめんと圖つたとも見られる

◇…又作戰の途上に於て我が[illegible]の[illegible]を見れば之を擊破して[illegible]の海空の[illegible]を占めんとして主力空母艦を中心とする有力艦隊を西南太平洋方面に集結して[illegible]たのであるから、然るに[illegible]づいた彼は不用意用兵の[illegible]を[illegible]みず我が[illegible]に[illegible]され、嘗ての企圖は水泡に歸したのである。其の他の如き[illegible]さは[illegible]むる。好んで其の身を[illegible]に[illegible]して來つたのであるから其の都度我が海空軍の餌食となつてたる作戰の[illegible]さは、ソロモン六箇月の戰敗と同一轍であつて何等の進步も[illegible]されない。我が[illegible]はこの大戰果によつて今後作戰の全面的[illegible]を[illegible]なければなるまい【筆者は有終會員】

---

# 南方自主經濟の確立　六

## 一部は既に對日還送

### 重點物資開發に新段階

**海軍地域**

[illegible]海軍[illegible]地域の經濟建設は重要國防資源の急速開發、作戰軍の自活並に民生安定によるわが軍政の[illegible]の[illegible]をもととし[illegible]て先づ第一に戰爭による破壞の復舊と工業の[illegible]のための基礎的[illegible]を最重點として出發した、若干の港灣、道路、[illegible]を除いては生必物資[illegible]工業部面においてさへ何ら見るべきものなき狀態に放置して置いた[illegible]政の第一步はかくて文字通り無より有を生すべき建設の基礎的作業にその全力を集中せざるを得なかつた、かくて建設された[illegible]

[illegible]設、農林水產物の飛躍的增產等が採り上げられたのであるが、建設二ケ年の成果は今やかかる建設を成功裡に勝ち拔き現地自立經濟確立に礎石の基礎を與へるとともに更に一步を進めて既に石油、ニッケル、メイヤモンド、〇〇、ゴム、マンガン、白金等の戰力物資は戰前を凌ぐ成果を收め、すでにその相當量が內地に還送され、わが戰力化は着々成功を收めつつある、然しながら[illegible]なる戰局は戰力資源の飛躍的增强を要請して止まないのであつて、この決戰段階に即應するため現地建設においても重點主義への[illegible]は必至と言ふべく、特に最近[illegible]にあつては[illegible]

**財政金融の基調着々健全化**

[illegible]財政を根幹とする新たなる段階に突入しつつある。各建設部面の現狀は左の如くである

軍政第一年たる十七年度財政は軍政の[illegible]でもあり[illegible]的措置を[illegible]れず、稅制も急激な變化を與へざるやう[illegible]稅制の一部を[illegible]に實施したが、その後わが政治力の[illegible]、[illegible]の進展、治安の[illegible]は[illegible]の[illegible]と[illegible]ひ十八年度豫算は[illegible]増加の一途を辿りつつある[illegible]つて[illegible]、[illegible]は[illegible]の切下げを[illegible]、[illegible]の[illegible]を一新した、[illegible]

資金の二本建となつてをり、未だ財政自立の域に到してはゐないが稅制も漸次整備し財政の基礎は遠からず堅實化するものと[illegible]される。金融は既に[illegible]銀行が進出、[illegible]及び日銀代理店を兼て南發資金の國庫日[illegible]、貯金の受入並に[illegible]を[illegible]し[illegible]、[illegible]も既に各地域とも[illegible]始され[illegible]てゐる。又原住民[illegible]を[illegible]めてゐる。[illegible]はマカッサル市に[illegible]を[illegible]してゐる。通貨は現在軍用手票のほか蘭印通貨の流通も認めてゐるが軍票流通量は現在〇千萬圓で[illegible]て圓滑に流通してゐるが、これに反し蘭印通貨は軍票と等價で[illegible]され[illegible]現在では山間奥地の一部を除いては殆ど流通[illegible]から姿を消してゐる

**低物價政策の推進**

[illegible]なる現地[illegible]において[illegible]の[illegible]後のインフレ傾向は[illegible]は當然であるがわが軍政は民生安定の見地より極力低物價政策を堅持し來つた、即ち戰前（昭和十七年一月一日現在）の物價水準[illegible]持の方針に基き十七年三月暴利取締令を制定、戰前價格[illegible]の防止に努め、引續き米穀價格の公定を始め、重要食糧品並に日用必需品の公[illegible]に至つて公定價格を[illegible]、低物價維持を[illegible]て來た。またこれと併行して[illegible]移入物資價格については[illegible]との間に[illegible]による[illegible]みなプール制を實施し低物價政策に一[illegible]を付與して來た[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]物資の戰時的減少等の諸要因を內包するに拘はらず、よく物價[illegible]を抑制し、本年九月末現在の物價指數（戰前價格を一〇〇とする指數）は全地域とも〇〇乃至〇〇と[illegible]かな[illegible]の[illegible]に止つてゐる。現在の段階においては生必物資並に雜貨類の如きは何といつても大部分內地供給に仰がねばならない、[illegible]物資も[illegible]を[illegible]入を[illegible]、また一方[illegible]の[illegible]出に[illegible]主義を採用するとともに[illegible]入物資價格の若干引上げによる[illegible]を[illegible]しつつあるので[illegible]く本格化すべき現地工業の建設と相俟つて物資[illegible]は一[illegible]した[illegible]

**食糧自給萬全**

主要食糧產物たる米、玉蜀黍、コプラの[illegible]は夫々[illegible]な[illegible]を[illegible]して[illegible]を[illegible]り[illegible]さ[illegible]、[illegible]自給は[illegible]とし[illegible]に重點を置き今[illegible]の[illegible]に[illegible]し[illegible]に[illegible]、本年度[illegible]に萬全を期し得る[illegible]を[illegible]し、又[illegible]的[illegible]としては將來における[illegible]の進出及び現地[illegible]に伴ふ[illegible]を見込んだ各地域自給を目ざす米穀增產〇箇年計畫を確立明年度を起點として實施せんとしてをり、更にセレベス島の生產力につき[illegible]を[illegible]に[illegible]する[illegible]を有することが最近新たに判明するに至つたが、これは今後の[illegible]施策に極めて樂觀的基礎を與へるものである。コプラはコプラ[illegible]の[illegible]が一元的[illegible]に[illegible]つてゐるが、既に十七、八兩年度を通じて目標[illegible]の〇割、〇〇萬トンの[illegible]を[illegible]り民生安定上多大の成果を收めるとともに相當量を我が[illegible]に[illegible]として[illegible]立たしめた[illegible]

[illegible]の[illegible]は[illegible]、この結果は計畫數量〇〇萬[illegible]に[illegible]する良好な成績を收め[illegible]を[illegible]して目下[illegible]實中であるが、更にこれと併行して[illegible]工場の建設並に現地[illegible]の[illegible]も[illegible]に進められて[illegible]、[illegible]に多大の寄與をなすものとして期待されてゐる[illegible]も[illegible]に行はれ相當量の[illegible]を[illegible]して[illegible]

**地下資源その他**

[illegible]〇〇、[illegible]られるボルネオの[illegible]を始め、ニッケル、石油、石炭、〇〇、マンガン、メイヤモンド、[illegible]、アスファルト、[illegible]、[illegible]、水銀、モリブデン、白金等極めて豐富な[illegible]の[illegible]はいづれも[illegible]に[illegible]し既に石油、ニッケル、メイヤモンド、〇〇、白金等の相當量は內地に[illegible]され戰力增强に多大の寄與をなしつつある、以上の外ボルネオが無盡藏を誇るラワン、鐵木、チーク、バンキライ等の木材は[illegible]により一[illegible]設立により一[illegible]立ちつつある、またダマール、コペール等の[illegible]をはじめタンニン[illegible]、カタペルチヤ、ヒマ等の[illegible]も各地域とも[illegible]に行はれてをり一部は[illegible]された[illegible]、タンニンの如きは現地[illegible]を[illegible]められてゐる、ボルネオのゴムはラテックスの[illegible]、ガソリンの[illegible]

**現地工業建設の躍進**

[illegible]三の[illegible]な[illegible]を除けば[illegible]な[illegible]の[illegible]の[illegible]に[illegible]した[illegible]、セレベスに於ても[illegible]生產物より、[illegible]代用[illegible]の大[illegible]代用[illegible]が年產〇〇萬[illegible]の生產を[illegible]してゐた[illegible]ボルネオ[illegible]を[illegible]とする[illegible]たるアッカル[illegible]、[illegible]インド[illegible]に全面的[illegible]を行つてゐるが、ラテック[illegible]ス[illegible]に供せられてゐるが、[illegible]

其の他工業も目下[illegible]が着々[illegible]してゐる、特に木造船の[illegible]は[illegible]的に[illegible]に全力を擧げて[illegible]してをり既に〇〇[illegible]の[illegible]が[illegible]水[illegible]りその他[illegible]進水[illegible]の[illegible]を[illegible]へてゐることは[illegible]しい限りである

現地工業並に[illegible]工業[illegible]において[illegible]以外は何ら見るべきもののなかつたこの地域に[illegible]な[illegible]を始め、各[illegible]が[illegible]に[illegible]り上げられねばならなかつた、このため先づ[illegible]の[illegible]の實施に伴ふ[illegible]、[illegible]、コプラ[illegible]、石[illegible]、マッチ、[illegible]、冷凍[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、セメント、コークス、[illegible]、ガス、[illegible]、カッチ、ラテックス、ゴム加工、[illegible]、タンニン、[illegible]、ゴム[illegible]、ゴム[illegible]、自動車修理、[illegible]に至る[illegible]の建設が[illegible]され[illegible]、これらのうち一部は[illegible]を開始し[illegible]

**配給組織の整備**

物資配給は昭和十七年十月セレベス地區內[illegible]入物資の[illegible]受入を以てセレベス物資配給組合を結成、交流交易物資の[illegible]及び卸小賣を實施して來たが、更に一段と配給の圓滑化と[illegible]の維持を圖るため本年八月同組合は[illegible]を[illegible]し、組合員による代行[illegible]を[illegible]し[illegible]による一元的[illegible]の[illegible]を實施し[illegible]を[illegible]するとともに一方これら[illegible]の中[illegible]の一[illegible]及び[illegible]について[illegible]コプラ[illegible]の[illegible]及び[illegible]をして[illegible]を[illegible]めてゐる、而して[illegible]は[illegible]として[illegible]してゐる[illegible]に[illegible]ても[illegible]レベス[illegible]を[illegible]、ま[illegible]

たゞ配[illegible]が進出して[illegible]品に對し[illegible]を實施してゐるほかはいづれも圓滑な配給狀態を見せてゐる、然し何といつても現地生產物資が戰前の[illegible]入量に滿たない現狀では交易、交流物資の流入に俟つより外はないが、現地[illegible]工業の建設は目下急速な進展をみせつつあるので遠からず物資配給は一段と[illegible]な將來を期待し得るといへる「南方自立經濟の確立」本稿を以て完了（大本營許可濟）

---

## 輸送船征く

[illegible]

---

# 國民動員の徹底期す

## 決戰勤勞への主要施策

### ―厚生省委員現地視察の報告―

決戰生產の完遂は決戰勤勞態勢の徹底的確立に俟たねばならぬことは云ふ迄も無いことで、これがためには先づ勤勞の現實面を明確に把握してその隘路打開の途を講ずることが先決問題である、この目的達成のため厚生省委員は、この九月下旬から十月上旬にかけて地方行政協議會の地區別に[illegible]して九地方の現地視察を行つたがその結果は當面する生產增强のため要望するところ多い幾多の建設的意見が得られ、これらの意見はいづれも取纏めて厚生大臣に具申し、而して厚生當局ではこれらの意見を重點的に取捨吟味することになつたが、いまそのうち直接勤勞行政の上に反映せしめることに關係ある施策の主なるものを左に拾ひあげて見よう

◇先づ第一に「國民動員の徹底強化」といふことは、過般政府が發表した國內態勢強化方策中にも强く謳はれてある通り、今後の厚生行政の重點中の重點であつて現下の戰局に對處すべき戰力特に航空戰力の飛躍的增强の基底は、一に國民皆勤の本旨に基く國民勤勞の總力の發揚にあることは勿論である、即ち一億國民悉く決戰の[illegible]戰士たるべく、といふ國民皆勤の實現が强調され、從來の諸施策を全く超越した新しい理念のもとに國民の徹底動員が要請されねばならない、右のやうな根本的[illegible]から引き出された厚生省委員の具體的意見の一つは、國民皆勤の一大國民運動を展開せよといふことである、即ち「[illegible]か、勤勞か」の何れか一途を選ぶことのほかに今日の國民の在り方は無いのだとの徹底した意識を喚起し、勤勞を通して戰力增强に奉公することこそ銃後國民の最大の責務たる所以を國民に徹底させるやう全國的な國民運動を展開すべしといふのである

◇第二は「國民動員指導所の強化擴充」といふことで、如何に國民が勤勞に目覺めたとしても、その勤勞動員の國家的組織たる國民動員指導所が活潑に動き得なかつたならば實效を期し難い、のみならず、[illegible]配置によつて限られた勞力を最も有效に使ふと云ふ[illegible]

◇第三は「女子勤勞を[illegible]強化すべし」といふのであつて最近における[illegible]の[illegible]と、[illegible]な[illegible]の[illegible]に[illegible]して女子勤勞の[illegible]化の[illegible]は今日最も强く要請されるところである、政府は既に男子の就業につき十七種の職種を禁止して女子勞務代替の補充を圖る一方、女子勤勞挺身隊等により本格的な女子勤勞動員[illegible]を着々整備しつつあるが、更にかかる措置を一層徹底的に行ふ要あるは云ふ迄もない、女子を一日も早く進出させるには先づ就業禁止職種に現に從事する男子が一日も早く他の重要なる職場に轉換することが最も肝要で、これらの男子はいやしくも日本國民たる以上過去の[illegible]に[illegible]々たることなく、また[illegible]期間があるなど生ぬるい考へを捨て、國民徵用の發動を俟つまでもなく自覺[illegible]に[illegible]なる職種の轉換を速に斷行しなければならないのである、また新なる勞務給源の[illegible]としては單に國內給源のみならず[illegible]ならず半島同胞及び[illegible]の活用も[illegible]つて給源の劃期的大規模なる擴充につき强力なる措置を講ぜよと主張してゐる

◇第四に强調された意見は「勤勞管理の[illegible]强化」である、前述の事柄は主として勞務[illegible]に關することで云はば量的な充足を目標としてゐるが、勤勞管理の面は質的な部面に關することで[illegible]された勞力を如何に有效に使ふかといふ點に中心がある、即ち國民勤勞の最高度の生產的[illegible]をなしめるためには如何にすべきかとの問題である、厚生省委員はこの問題に關し、先づ第一に[illegible]者の[illegible]指導の強化、第二に[illegible]、第三には勤勞者の[illegible]

[illegible]に[illegible]し、國民悉くが[illegible]動員の[illegible]を[illegible]し[illegible]戰力增强の尖兵たるの自覺に徹せしめることが必要であると强く主張してゐる

---

### 南日本漁業會社

#### 第三回設立委員會

南日本漁業統制會社設立委員會では二十八日午後二時より同事務所會議室において第三回設立委員會を開催、前[illegible]の定款、指定會社等出資者に[illegible]する株式の割當方法、創立總會の日程その他重要事項に付き協議[illegible]、委員長以下全委員並に[illegible]府より[illegible]野水產課長等出席して[illegible]統制會社[illegible]となるべく水產物の計畫的生產を[illegible]に[illegible]な[illegible]に滿ちた前進を[illegible]

---

### 英領東アフリカの飢饉

英領東アフリカ地方は今年の雨季に降雨が長く續き過ぎたため農作物に甚大な被害を生じ、目下收穫期にも拘はらず同地方は一九一九年のケニア・タンガニカの飢饉にも比すべき深刻な食糧不足に見舞はれてゐると言はれる、狼狽した英當局は早速これが對策として農業專門家數名より成る被害調査員團を東アフリカに派遣、實情を視察せしめたが、同調査員團の作成した報告書には「天候に依る自然的條件の影響も勿論不作の原因だが、地方原住民が技術上の研究を怠り、農耕に不熱心であつたことが飢饉を招來した最大の理由である」と全く出鱈目の事實が記載されてあることが判明、地方民を憤慨させてゐるといふ【リスボン盟同盟】

### 濠洲の看護婦不足

[illegible]にいふ[illegible]は[illegible]の[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]を[illegible]化し、[illegible]石炭の消費減少に次いで明年一月から午後の時間を[illegible]することに決定したが、クインスランド地方で病院の看護婦が足りず大騷ぎを來してゐる、各病院とも看護婦の好條件をフラ下げ看護婦さん募集に躍起となつてゐるが、サッパリ志望者がなく果ては十四、十五歲の少女を狩り出して間に合せの處置を[illegible]めるといふ始末であり、政府當局はかかる事態を放置する時は國民の保健衞生上由々しき大事を招來するといふので目下これが對策につき同[illegible]かの[illegible]を決定すべく協議を進めてゐるといはれる【リスボン盟同盟】

### 取らぬ狸の皮算用

取らぬ狸の皮算用に耽り、空疎な「戰後經濟」を振り廻すのはルーズベルトやチャーチルのお家藝だが、米英兩國は厚顏にも、今次世界大戰終了後に於ける世界共通の言語を英語とする點に意見の一致を見たと頻に宣傳してゐる、即ち英國などは西亞方面に對して年に數回といふ「[illegible]」を送つて英語の普及につとめ、またソ聯では英語の講習會を開いたり[illegible]インチキ英語を設立して自國語をソ聯人に吹込むため躍起の努力を續けてゐるが、近頃ではその見え透いた世界制覇の野望を西亞人やソ聯國民に見破られてあべこべに[illegible]々たる非難を[illegible]き起してゐる。ニューヨークに

### 銀行、組合年末營業時間延長

臺灣金融協議會では年末の金融繁忙に鑑み[illegible]して特に三十一日島內各銀行、信用組合全部の營業時間を一時間延長して午後五時迄營業することに決定した

### 基隆水產學校專修科修了式

【基隆電話】臺北州立基隆水產學校では二十八日午前十時半から千[illegible]にて官民多數臨席の下に專修科の修了式を擧行した

### ◇海外放送塔◇

#### ドイツに「防空塔」出現

イタリアがバドリオ政權の裏切りに依つて米英に無條件降伏して以來、反樞軸空中のドイツ諸都市に對する空襲は漸次激化してゐるが、これに對するドイツの防空陣も[illegible]の進步を續け、最近では[illegible]的な防空[illegible]を始め各種の施設が

---

## 市況（廿八日）

### 兜町前場況

【東京電】ラバウル方面の大戰果が發表され人氣は續いて[illegible]乍ら長期は大納會に直面して新規の買氣を引立てるに至らず僅かに材料含みの滿洲理研が昇伸したのみで殆んど小浮動に終始し稀に見る低調な大納會振りを示した、即ち[illegible]八十錢高、日[illegible]四十錢高、大東紡、日[illegible]、[illegible]三十錢高を告げたが[illegible]は一圓四十錢安、郵船新、[illegible]、[illegible]、エタバイ新、[illegible]、七十錢安、[illegible]、[illegible]、日石、白[illegible]新は三、四十錢安を告げた、實物市場も續いて[illegible]を[illegible]く[illegible]五十錢安以下[illegible]

**東京長期前場**

小幅の區々であつた

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日併紡 | 八四三 | [illegible] | 一三三八 |
| 倉紡新 | 五九六 | 鐘紡新 | 一〇六一 |
| 日立製 | 八五三 | [illegible] | 八三三 |
| 日產工 | 一〇三三 | 同本工 | 九五一 |
| 不二越 | 八一七 | 昭和工 | 八七二 |
| 電化學 | 六五五 | [illegible] | 六三九 |
| 日本鋼 | 五四八 | [illegible] | [illegible] |
| 郵船新 | 六六一 | [illegible] | [illegible] |
| 石川島 | 八八五 | 同新 | 六九〇 |
| [illegible] | 八一五 | [illegible] | 一〇六一 |
| [illegible] | 八〇〇 | [illegible] | 九六五 |
| [illegible] | 七四五 | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | 八四八 | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | 八六五 | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | 八五六 | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | 三九五 | [illegible] | 九六五 |
| [illegible] | 三四三 | [illegible] | 六〇三 |
| [illegible] | 六八三 | 大同鋼 | 七〇七 |
| [illegible] | 七〇八 | [illegible] | 八一一 |
| [illegible] | 六九八 | [illegible] | 八二五 |
| [illegible] | 七九二 | [illegible] | 九六六 |
| [illegible] | 六七四 | 古河工 | 一〇五八 |
| [illegible] | 一〇四三 | 日水 | 九二四 |
| [illegible] | 五二一 | [illegible] | 一九三 |
| 日石油 | 六八五 | [illegible] | 二八〇 |
| [illegible] | 四五九 | [illegible] | 四一三 |
| 自[illegible] | 六二〇 | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | 九〇三 | 東亞[illegible] | 九八二 |
| [illegible] | 九九七 | [illegible] | [illegible] |
| エタ新 | 三六七 | [illegible] | 六〇七 |

**東京國債前場**

甲・五　一〇八、三〇
一・四　一〇三、三五
特・四　一〇三、三五
二十三年　九八、九五

**東京銀行實株**

正　金　一八六〇　鮮　銀　一四四七
臺　銀　一三五八　[illegible]
勸　銀　九二一　同　新　一八九

---

市營乘合自動車ニ於テハ歲旦神社參拜市民ノ便宜ヲ計リ十二月三十一日左ノ通終夜運轉ヲ實施ス

1號中央線　川端町　臺北驛間
41號圓山イ線　圓山　三笠町間
44號圓山臨時　圓山　西門市場間（臺北驛、京町經由）
44號圓山臨時　圓山　臺北驛間
4號圓山臨時　圓山　東門詰所間（市役所前、工業學校前經由）
5號水源地線　富田町　臺北驛間
8號樺山イ線　萬華驛　中崙間
9號大龍峒線　萬華驛　圓山間

尙元旦、二日、三日ノ三日間左ノ通臨時運轉ヲ實施ス

4號圓山臨時　圓山　西門市場[illegible]
4號圓山臨時　圓山　東門詰所間[illegible]

---

謹告

今般下記兩會社合併シ新ニ大和證券株式會社ヲ設立ノ上從來兩社一切ノ業務（銀行業務ヲ除ク）ヲ繼承十二月二十七日ヨリ本支店共ニ營業ヲ開始戰時下證券報國ニ挺身可仕候條御高承ノ上何卒倍舊ノ御眷顧賜リ度此段御挨拶旁謹告仕候

昭和十八年十二月

藤本證券株式會社
株式會社　日本信託銀行

新設會社　大和證券株式會社
本　店　東京都麴町區大手町二丁目
東京支店　東京都日本橋區茅場町一丁目
大阪支店　大阪市東區今橋二丁目
臺北支店　臺北市表町二丁目

六〇六號と水銀劑

[illegible]

コロイゲン錠

一億挺身

試めせ！この体力この氣力

一浴毎に活力を倍加　生新の氣力が漲る

六一〇ハップ

杭長一〇〇尺施工容易

マルチペデスタル・パイル

設計施工　東洋コンプレッソル株式會社

東京市麴町區丸ノ內二丁目十四番地
電話丸ノ內(23)二一四七・二一四八・二一四九

決戰下にふさはしい新規格の

資生堂齒磨

ヤリラマ

[illegible]

# 海鷲必殺の雷撃

## 一擧敵艦隊を全滅

### 第四次ギ島沖航空戰記

【南太平洋〇〇基地於島海軍報道班員發】三次に亙るギルバート諸島沖航空戰で實に[illegible]二十二隻轟撃沈大破炎上、飛行機百二十五機撃墜と言ふ前代未聞の大戰果が僅か[illegible]を出ずして我が海軍航空部隊により擧げられた。眞に[illegible]年の掉尾を飾るにふさはしい[illegible]たる戰勝の雄叫びである。だがその陰に計二十七機の空の至寶をギルバートの海に捧げてしまつた。それにもまして一個の[illegible]はタラワ、マキン兩島守備隊が我に十數倍する敵大部隊を邀へ撃つて勇戰敢鬪遂に刀折れ矢盡きて全員玉碎、護國の神と化したことである。[illegible]純忠の勇士、戰友よ見よ、魂魄の世に留るならばこの弔合戰を見てくれよ、と[illegible]海を抑へて百戰百勝の海鷲は引續き同島附近に出撃する敵艦隊に鐵槌の雨を降らせ遂に十二月二十八日の第四次ギルバート諸島沖航空戰の赫々たる戰果を擧げたのである

第三次ギルバート諸島沖航空戰の[illegible]、海鷲が「先づ一休み」と思つた途端である。二十八日敵又復

**「敵見ゆ」** の[illegible]が基地を搖ぶつた。飛行服のバンドを締め直す、指揮所裏の詰所で待機してゐた搭乗員達は一日々々と[illegible]て行く、右腕の[illegible]の跡を眺めては記者にニヤッと笑みかけて機上の人となる。「[illegible]よく斃れぬものだ、よく働く」と[illegible]に堪へぬ、見るにしのびなくて來てゐるのに男子達は全く[illegible]を知らぬ人のやうに出ては射ち、飛出しては戰つて來る今日この頃である。滿々の自信と私を捨てた國を護る自覺がなければ出來ないことだとつくづく思ふ。敵は空母を中心とするもので、マキン東南〇〇哩の地點にあり、今やマキンに近寄り陸戰部隊の[illegible]をやらかすかも知れぬ。今日の敵はその揚陸時を豫想して兵員を[illegible]する敵艦船を攻撃する任務である。〇時〇分若手の指揮官S大尉の率ゐる〇〇機が勇躍基地を發進、ギルバートを目指し進で消んだ。風も[illegible]、スコールも降らない

**絶好の** 攻撃日和である

[illegible]の惡天候は忘れたやうに[illegible]基地の周圍の潮の香も[illegible]の連續を物語るにしては餘りに過ぎる[illegible]である。不[illegible]敵[illegible]が[illegible]マキン上空に到着、[illegible]を繞りに[illegible]艦の[illegible]何時の間にか[illegible]は姿を消し[illegible]艦の中に必死[illegible]中の[illegible]一隻と、それを[illegible]一隻とが「く」の字形に[illegible]してゐるのしか見えない。「いましい、だが折角遠い所をやつて來たのだ、三機でもやつて[illegible]」S大尉はさう思つて部下各[illegible]を命じた、左に大きく旋回した一隊は[illegible]船三隻の左舷を[illegible]必殺の[illegible]を、そして右に[illegible]指揮官機と一隊は敵の右舷[illegible]の[illegible]撃と[illegible]作業中の[illegible]

[illegible]に[illegible]を[illegible]夫々[illegible]定の[illegible]下に殺ち二手に分れて

**急降下** した、[illegible]火が[illegible]一[illegible]空に向ひ空を突き破るかと思はれる[illegible]でそれを[illegible]する。だがその[illegible]を巧みに[illegible]つた左一隊の[illegible]が見事大[illegible]に[illegible]て右一隊が手をかす暇もなく[illegible]中にゐた[illegible]一隻は瞬時に[illegible]その[illegible]に沿つてゐた[illegible]一隻と大[illegible]一隻からは[illegible]火[illegible]とどす黒い煙が[illegible]と立ち[illegible]何れも夫々[illegible]を[illegible]けて[illegible]出した「[illegible]終了、[illegible]途につく。戰果[illegible]一隻[illegible]、[illegible]一隻及[illegible]一

[illegible]大破炎上、我に[illegible]なし」と[illegible]る[illegible]指揮所はその夜も[illegible]る[illegible]に[illegible]いたのであつた。[illegible]くれば二十九日未明に基地を出た[illegible]を中心とする敵大部隊タラワ西方を[illegible]北進中」[illegible]して來た、[illegible]の指揮官はN少佐である。[illegible]一隊[illegible]を[illegible]んで[illegible]も天候は上々、大[illegible]に[illegible]

**海鷲は** [illegible]日こそ[illegible]だ、だが[illegible]ことは最も[illegible]である。[illegible]

**必殺の** [illegible]一隊、指揮官機は[illegible]「[illegible]」指揮官N少佐はさう[illegible]へて[illegible]な[illegible]をしてゐる[illegible]れも同じやうな[illegible]を[illegible]に[illegible]たやうな[illegible]が[illegible]と[illegible]つてゐるら[illegible]る。その中で[illegible]に[illegible]らちら光るのは[illegible]だ、二[illegible]ある。[illegible]タラワ島の西[illegible]〇〇浬の地[illegible]、[illegible]を見た。[illegible]は[illegible]に[illegible]。[illegible]やうな大[illegible]の空を、左に[illegible]に[illegible]行く[illegible]の海を見ながら[illegible]時間の[illegible]飛行、右に[illegible]やうにして基地を出て行つた。〇ピンと[illegible]を[illegible]中へ[illegible]む[illegible]な[illegible]である。[illegible]の人となれば[illegible]はやはり[illegible]で[illegible]やつて來い」[illegible]司令官の[illegible]

[illegible]の[illegible]に[illegible]とう[illegible]の[illegible]に[illegible]全く[illegible]、あちらでもこちらでも[illegible]〇の[illegible]火を[illegible]出した。[illegible]の[illegible]は瞬時にして[illegible]、その[illegible]空も[illegible]もなく紅蓮の[illegible]を[illegible]中に消し、少し離れて左側にあつた[illegible]もつかず[illegible]ともつかぬ[illegible]の大[illegible]は[illegible]と同時に[illegible]二つに[illegible]れ、大[illegible]一[illegible]は最後まで[illegible]ゐた。「[illegible]終了、[illegible]を[illegible]せり」[illegible]と[illegible]して[illegible]び合つたが

---

# 御下賜金傳達式

十時より知事[illegible]に於て三部長並に衛生課長[illegible]立の下に坂口知事より同園代表者に對し之が傳達式を行つた

---

# 繃帶を御下賜

## 海軍關係戰傷病者に

[illegible]陛下には今次大東亜戰争にお[illegible]海軍關係の[illegible]傷病者に對し[illegible]御親しく[illegible]を[illegible]ばされた[illegible]賜の[illegible]あらせられた

[illegible]御沙汰を[illegible]した保利[illegible]局長は二十八日午前十時皇后宮職に出頭[illegible]大夫より御下賜品を拜受恐懼退出した

[illegible]陛下におかれては[illegible]の思召を以て淡水郡八里[illegible]に對し御下賜金一封を賜は[illegible]で臺北州では二十八日午前

---

青年錬成

# 方策の一元化へ

## 文教局で 青年教育事務打合會

文教局では[illegible]に對[illegible]すべき青年錬成方策の一元的[illegible]を[illegible]がため昭和十九年度における之が具體的[illegible]に[illegible]し二十九日午前十時から皇奉中央本部會議室で各州廳[illegible]教育課長、各[illegible]の[illegible]を[illegible]め青年教育事務打合會を開[illegible]する。[illegible]打合事項左の如し

一、[illegible]制度に[illegible]すべき[illegible]錬成[illegible]確立

二、未[illegible]青年の錬成

三、特設[illegible]

四、青年[illegible]

五、[illegible]少年の[illegible]

---

皇奉運動

# の實踐滲透期す

## 新竹州・部落會に專任職員

江藤知事談

【新竹電話】新竹州では去る二十日附を以て[illegible]第一[illegible]たる部落の[illegible]組合の再[illegible]成を完了し專任技術員、[illegible]を[illegible]定した[illegible]は[illegible]の通りで今度更にこれと並行して部落會に[illegible]ある[illegible]の[illegible]立と專任職員を設置するに[illegible]となり二十一日の部[illegible]に於てこれを決定したので同日江藤知事はこれに關し左の如き[illegible]を[illegible]した

大東亞戰争の[illegible]に伴ひ[illegible]る[illegible]を[illegible]に[illegible]部落會に[illegible]綱領に[illegible]中せられるに至るも州下八百十七部落中[illegible]を有するもの[illegible]少にして大部分は部落會長自ら[illegible]する[illegible]の[illegible]に[illegible]りつつある[illegible]力なる政治行政の[illegible]は勿論[illegible]運動として[illegible]も上意下達下情上通の[illegible]に於て[illegible]なる[illegible]多く、いよいよ決戰段階に直面せる今日に於ては政治行政力の滲透の[illegible]に於ても[illegible]運動の[illegible]の[illegible]に於ても是非とも[illegible]を[illegible]化し部落會の[illegible]的[illegible]を[illegible]するの[illegible]切なるものがあり本州に於ても去る十一月一日[illegible]的[illegible]を[illegible]化しその決戰的[illegible]をテイすると共に今般更に[illegible]的各[illegible]たる部落會に[illegible]を加へ國民[illegible]と[illegible]して[illegible]を十分に[illegible]せしめ州民の[illegible]行に[illegible]なきを[illegible]した次第である[illegible]部落會長は[illegible]保正等の公[illegible]を[illegible]し[illegible]一名乃至二名位[illegible]を[illegible]に[illegible]らしめつつあるもこの[illegible]については後でこれを[illegible]する[illegible]せる[illegible]を[illegible]へられ[illegible]に[illegible]ることを[illegible]む次第である

る[illegible]とし[illegible]この[illegible]部落會と[illegible]の[illegible]目的を有する[illegible]は今後[illegible]的に[illegible]せられる今日一人の力では十分に[illegible]し得ざる[illegible]合があるので部落會[illegible]を[illegible]正し部落會に[illegible]、[illegible]、國民[illegible]、經濟の四部を設置し[illegible]たる[illegible]をして[illegible]の主[illegible]記を少くとも一名[illegible]長及び[illegible]を[illegible]して[illegible]力に[illegible]せしむることとし國民の[illegible]、[illegible]の[illegible]務に[illegible]を期した次第である。然して市に於ける[illegible]は現在既に[illegible]の[illegible]この[illegible]を[illegible]して來たのであるが[illegible]としては[illegible]外にはなかつたのでいよいよ一[illegible]にかゝる[illegible]期しつつあるのである。いよいよ[illegible]なる決戰に[illegible]する[illegible]州民諸君は部落[illegible]行組合及びこれと相互に分[illegible]の[illegible]に立つ部落會を[illegible]の[illegible]としてこれに[illegible]りこれを[illegible]しあらゆる國策の[illegible]民[illegible]運動の[illegible]民に[illegible]なきを期し[illegible]の[illegible]に[illegible]

---

# 女學生も戰時勤務

## 全國的に看護婦教育實施

【東京電話】[illegible]女子の戰時[illegible]が[illegible]重大となる[illegible]に[illegible]し女子中等學校の卒業生は凡て[illegible]時[illegible]として[illegible]業生に[illegible]すべく女子中等學校[illegible]に[illegible]する[illegible]育を施し[illegible]の[illegible]修了者には[illegible]を付與する事になり[illegible]との[illegible]二十八日文部[illegible]より各地方長官[illegible]した[illegible]付與については現在の[illegible]女子學校[illegible]科目の中[illegible]、保[illegible]、家事[illegible]等で一[illegible]に[illegible]する[illegible]を實施してゐるが、[illegible]に[illegible]になつた[illegible]時[illegible]の中にも[illegible]日本の女學生として[illegible]の[illegible]化を[illegible]るべく[illegible]され、次で[illegible]に[illegible]する[illegible]に[illegible]つて男子[illegible]に[illegible]る[illegible]の[illegible]の[illegible]へ[illegible]に[illegible]して女子[illegible]も[illegible]代るべく[illegible]の[illegible]と女子[illegible]能本性の[illegible]する[illegible]育の[illegible]化とを[illegible]る事になつたわけだが、これが具[illegible]確立のため今[illegible]女學生に[illegible]する保[illegible]生、[illegible]に一歩を進め[illegible]日本の女[illegible]生の[illegible]めねばならぬ[illegible]に[illegible]する[illegible]を[illegible]女學校に[illegible]る昭和二十一年度[illegible]するものに[illegible]しては九十時間又は現在[illegible]してゐる者も百三十八時[illegible]の[illegible]に於て[illegible]に[illegible]する[illegible]を[illegible]すれば[illegible]

---

經理 法務

# 將校補充の特例

## 志願資格の制限を廢止

【東京電話】[illegible]の[illegible]に[illegible]について[illegible]は[illegible]十二日[illegible]を[illegible]正したが今[illegible]部の將校補充の[illegible]を設けることになりこれに[illegible]する[illegible]令は二十九日の官報を以て公布即日施行する。[illegible]に[illegible]るべき經理部及び法務部[illegible]は從來「[illegible]と[illegible]することを[illegible]ものに[illegible]されば志願[illegible]がなかつたが今回この制限を[illegible]し經理部見習士官は經理に[illegible]なる[illegible]を[illegible]する大學[illegible]部に一年以上在[illegible]したことのある者、法務部見習士官は司法官試補たるの資格を有する者はそれぞれ志願[illegible]を有することとするものでまた[illegible]見習士官及び[illegible]たるべき[illegible]は[illegible]門學校以上の卒業者でなければ志願資格がなかつたが今後はこれらの[illegible]に在學したことのあるものにも[illegible]資格を認めることとなつた、なほ今度の改正では理工科系統の者は除かれてゐるがこれは目下理工科系統の學校に在學する者に對しては入營延期の特例措置が講ぜられてゐるからである

---

# 長谷川總督

## 年始の行動

總督代理遺族弔問

[illegible]

總督府では決戰下の[illegible]に[illegible]するため官廳の年末年始の休暇を[illegible]することとな[illegible]り長谷川總督もこの[illegible]の[illegible]を[illegible]び年末は[illegible]の[illegible]通りとし、年始も左の如く決定した

一日 午前七時ラジオ放送（同九時新年式（府[illegible]にて）〈同十時[illegible]令官來訪〈同十時三十分[illegible]より[illegible]〈同十一時十分[illegible]司令官來訪〈同十一時三十分[illegible]より[illegible]の年賀受

三日 午前九時[illegible]神社[illegible]元始祭

---

財團法人

# 臺灣食糧協會 設立

## 農業團體統合に伴ふ米穀行政措置

[illegible]米穀[illegible]の[illegible]として[illegible]各州[illegible]米穀納入組合を[illegible]成分子とする[illegible]法人臺灣米穀納入[illegible]は近く[illegible]行の[illegible]統合により[illegible]される[illegible]が各州[illegible]米[illegible]入組合を吸收することになるので、法令上[illegible]解散の已むなきに至るが同協會の事業は米穀事情の上から一日たりとも[illegible]絶すべからざるものであると共に[illegible]の[illegible]化を[illegible]るため[illegible]部の指導に基き法人[illegible]法人に、名[illegible]を[illegible]食糧協會と改稱するとの方針の下に二十八日午前十一時より食糧部會議室に於て中[illegible]會長を始め[illegible]理事、田中、[illegible]理事、四[illegible]、各州[illegible]米[illegible]組合代表者その他關係者出席して[illegible]一部分[illegible]の二[illegible]案を[illegible]原案通り可決したが同協會の[illegible]は米穀納入組合が[illegible]

---

[illegible]

一、[illegible]

二、[illegible]法（家事、育兒、保健と[illegible]の[illegible]に於て一[illegible]法、[illegible]の[illegible]とその[illegible]法を行ふ）一千五時間

三、[illegible]及び[illegible]大要（育兒、保健、[illegible]との[illegible]に於て一[illegible]の[illegible]を[illegible]ふ）三時間

四、[illegible]法（[illegible]、育兒、保健と

[illegible]六時間

六、[illegible]（[illegible]、育兒、保健との[illegible]に於て行ふ）六時間

七、[illegible]及び[illegible]（育兒、保[illegible]との[illegible]に於て行ふ）三時間

八、[illegible]及び[illegible]大要（[illegible]、保[illegible]との[illegible]に於て行ふ）六時間

[illegible]女學校卒業者に[illegible]する[illegible]は[illegible]科目に含まれてゐない[illegible]の外に[illegible]するもので右の時[illegible]り[illegible]される

---

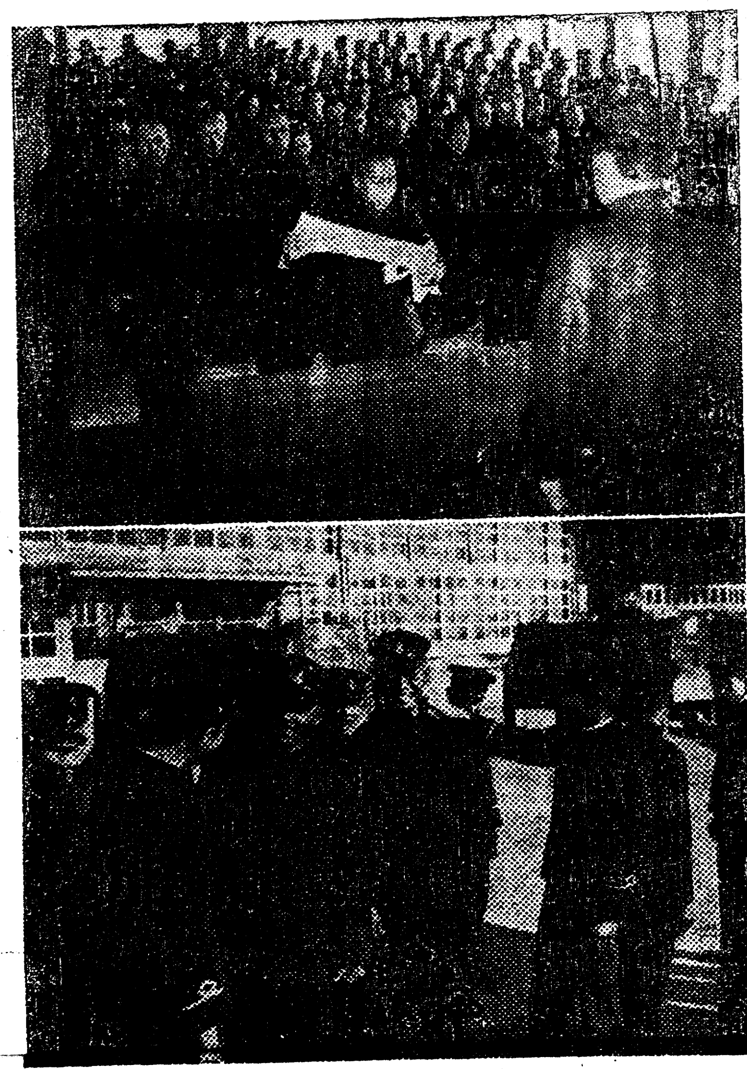

# 海國日本の海員魂を

朝しく[illegible]ぶべく[illegible]の[illegible]マライから[illegible]はるばる來

朝した[illegible]マライ留學生の[illegible]七名の下[illegible]シマン君[illegible]マライ留學生代表ア[illegible]マン君の[illegible]（上）

三日[illegible]に入所した[illegible]留學生[illegible]十二

と（下）日本學生と[illegible]するマライ留學生達】

---

# 彈幕衝き必中爆撃

## 船舶・埠頭も一瞬消飛ぶ

チッタゴン爆撃同乘記

【ビルマ〇〇基地二十八日發同盟】機内に一聲[illegible]が鳴り渡ると共に滑[illegible]士の[illegible]にもさつと強い緊張の[illegible]が走る。[illegible]チッタゴンだ、高度は〇〇米、既に前方にはチッタゴンの町が見える、何といふ[illegible]の無い町だらう、海から[illegible]いた河口が泥水色に鈍く[illegible]いてゐる、町も近郊も灰色にけぶる、ビルマ[illegible]を[illegible]して[illegible]は[illegible]チッタゴンをその後方基地として[illegible]を[illegible]し、これらを[illegible]路[illegible]路に依りマ河上流の前線に[illegible]する一方[illegible]に大[illegible]りな上陸作戰を計畫してゐるのだ、從つてチッタゴンの軍備を強化する一方周邊に數ケ所の飛行場を設け、常に戰鬪機を待機せしめてわが攻撃に備へてゐるのだ、わが攻撃隊は今その敵基地の[illegible]を目ざして[illegible]明後二[illegible]目の攻撃を敢行せんとしてゐる。『おいあれを見ろ』と[illegible]らの射手は記者の肩を叩いて指差す方を見るとチッタゴン飛行場だ。町の西南方に[illegible]く[illegible]飛行場からはわが攻撃を知つた[illegible]戰鬪機が

**小癪にも** [illegible]すべく離上つて來る。一機、二機[illegible]をあげて盛んに滑走してゐるのがハッキリ見える。『來るか[illegible]』既にわが爆撃隊は爆彈倉を開いて基地に突込んで行く。突然ぐわんと[illegible]を感じた、敵高射砲の砲撃が始まつたのだ。[illegible]ながら却々[illegible]は良い。盛んにわが[illegible]の後方に[illegible]して黑煙を上げてゐる。やがて戰鬪機隊も遂に敵との戰鬪を開始したらしい。戰鬪機の大編隊は次第に分散して全く[illegible]入り亂れて[illegible]を求めて羽搏てゐる。上空の[illegible]の戰鬪は激烈になつて來たらしい。時々隼に追詰められた敵機が不意に爆撃隊に襲ひかかつて來る。[illegible]からの猛烈な[illegible]が開始された。「彈丸」傍らで〇〇を[illegible]つてゐる射手が叫ぶ。記者もカメラを捨てて彈丸運びをする。突然眼前に敵機が迫つた。[illegible]翼に目立つ六[illegible]の

**機關砲が** 火を吐いてわが爆撃機に突込んで來た。「あつ」思はず記者が目をつぶる。瞬間敵機は[illegible]な腹を見せて旋回する。その後を[illegible]みつく[illegible]にわが[illegible]機が追擊して行く、大空を全部[illegible]めれたらさぞ[illegible]な[illegible]が展開されてゐることであらう。[illegible]の[illegible]暇に記者が見た空の[illegible]は限られてゐた。その小さな[illegible]の一部分にさへこれ丈の激戰が展開されてゐるのだ。[illegible]しい[illegible]砲彈の雨と共に又敵機が迫つて來た、[illegible]者の[illegible]が見えさうになる迄に近付いた瞬間わが正確な[illegible]機の射撃は完全にこれに集中し「あつ」と思ふ間にわが機の近くで[illegible]みになつた。きりきり舞ひ乍ら墜落して行く、赤い腹を見せた敵機はまるで[illegible]の串しの[illegible]だ。それが今きりきり舞ひをしたと思ふ間に火を吐いて落ちて行つた、[illegible]くさま[illegible]だ。然もわが爆撃機隊は[illegible]な

**敵高射砲** の彈幕を突き切つて既に爆撃コースに入つた。見降す[illegible]色の港内には大小の輸送船が岸壁に横付けになつてゐる。[illegible]好の獲物だ。[illegible]が鳴りひびくと同時にわが必中の爆撃は開始。生物の[illegible]を離れて落下して行く巨彈、五千噸もあらうかと思はれる大[illegible]に一彈は命中して[illegible]を吹き上げると同時にめらめらと火を發して次第に大きくなつて行く船舶も埠頭もわが必中の巨彈の前に次々に爆碎されて行くのだ。「[illegible]」[illegible]の恐ろしさも忘れてはしやぐときぐわんと敵高射砲彈が近くに炸裂して再び[illegible]に立戻る。かくて所期の爆撃を完了したわが大編隊は海上に出た。黑い木の葉の[illegible]大[illegible]船が五隻、わが[illegible]に[illegible]いて右往左往してゐる。「彈丸があればなあ」と[illegible]が[illegible]。「この次必ず[illegible]してやるぞ」と[illegible]。それらを乘せてわが爆撃隊は悠々と基地に着いたのである

---

# 宜蘭郡役所職員感謝獻金

【宜蘭】宜蘭郡役所では[illegible]な[illegible]を[illegible]に[illegible]つゞけつつある皇軍將士に[illegible]の赤誠を示すべく宏井郡守、以下職員一同賞與金の百分の一を醵出三百[illegible]七十八圓を二十七日本社宜蘭支局に持參[illegible]兵[illegible]金に寄託した

---

# 警防團の定期檢査

## 臺北州下新春早々實施

[illegible]に備へる[illegible]防空[illegible]の防[illegible]作業の[illegible]を終了した臺北州下各市街庄では[illegible]施主[illegible]となつて新春一月九日より北[illegible]を皮切りに[illegible]警防團の[illegible]以來初の定期檢[illegible]を實施し防空消火[illegible]の[illegible]警防團の防空[illegible]の[illegible]化に一段の拍車をかけることとなつたが、右實施要項によれば[illegible]は[illegible]、[illegible]に之に[illegible]檢閲官は[illegible]

（一）[illegible]及[illegible]（二）[illegible]員（三）人員、[illegible]、服裝、[illegible]式の三項目とそれに分列式となつてゐるが、この警防團の[illegible]終了後は各市街庄に於て[illegible]防空[illegible]を行ふこととなつてゐる

---

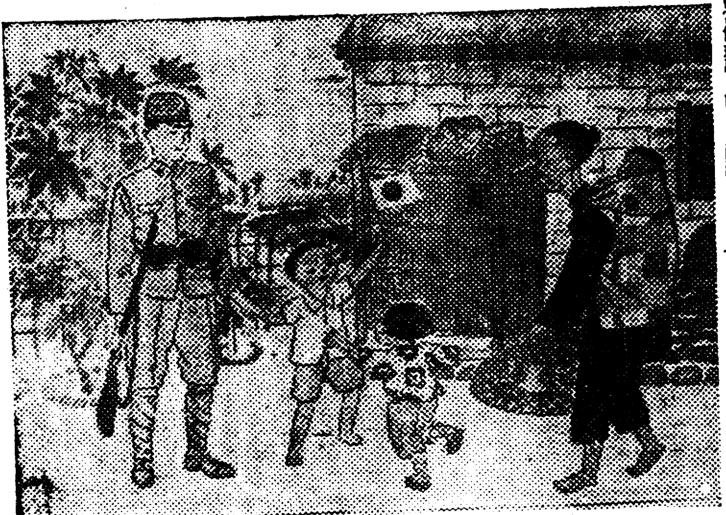

# 强兵の姿

## 奉公みやげ 繪はがきに

この[illegible]から良い兵、[illegible]い兵が[illegible]山に出るやうにと皇奉本部では[illegible]府[illegible]と[illegible]り本島[illegible]年が[illegible]の[illegible]列に入つた[illegible]しい姿を現代の[illegible]花形畫家に[illegible]いて貰ひそれを五[illegible]刷り八つ切りの立派な現代[illegible]式のものとし兵の一[illegible]を[illegible]府[illegible]局の[illegible]力の下に全[illegible]生本島人兒童に漏れなく無料で[illegible]りそれを家に持ち[illegible]つて[illegible]へはつて[illegible]く事となつた、右[illegible]は皇奉本部から夫々地方へ[illegible]された、その[illegible]に[illegible]力して[illegible]のは拜[illegible]の李[illegible]、[illegible]、[illegible]の野村泉月、石[illegible]、林林之助の五氏で[illegible]兵[illegible]時代の風俗[illegible]としても[illegible]に[illegible]ふべきものであらう、[illegible]皇奉本部では之を[illegible]に右五枚一組の[illegible]を全二十[illegible]「奉公みやげ」として日[illegible]の手で[illegible]することとし[illegible]へ出て[illegible]て田舎へ買つて[illegible]る[illegible]の少い[illegible]にこそ地方へのみやげとして之に[illegible]よつて[illegible]兵[illegible]の明るい美しい[illegible]の[illegible]に役立たしめる[illegible]となつた

---

# 同情金を配布

[illegible]年末[illegible]に[illegible]つて[illegible]郡の市民から寄せられた[illegible]かい同情金は三[illegible]一[illegible]に[illegible]する

---

# 皇軍將兵慰問金 （四十四）

千六百九十二圓五十二錢 宜蘭市本町[illegible]

七百廿六圓九十九錢 同市[illegible]町[illegible]

四百廿九圓七十七錢 同市[illegible]町[illegible]

八百五十[illegible]圓廿錢 臺北市[illegible]

五百圓 [illegible]

四百十六圓五十五錢 臺北市太平町第三區[illegible]

三百卅二圓五十錢 臺中州北斗郡[illegible]

百八十七圓五十錢 新店[illegible]

[illegible]

小計金六千四百四十七圓十四錢

累計金卅九萬八千三百四十五圓四十錢

---

# 譽れの家を慰問

## 新竹郡軍援會と日婦支會

【新竹電話】新竹郡軍事援護[illegible]並びに日婦同郡支會では本年[illegible]事業として郡下[illegible]及び出[illegible]

△三千圓[illegible]基金積立

△三千五百圓 私[illegible]

△五百二千圓[illegible]

△千六百千圓[illegible]

△千八百九十一圓[illegible]

△二萬一千五百九圓五十四錢[illegible]

---

# 學園も休暇返上

## 年末年始は勤勞奉仕で

戰爭に[illegible]も年始もない、前線の兵隊さんが血と汗で戰ひ拔いてゐることを考へれば一日も遊んでなど居られない、この年末年始は官廳も會社も休暇を返上して戰力增强に突進するが、之に[illegible]して各學校でも年末年始の休暇は一切返上して日曜祭日以外は[illegible]に[illegible]に勤しむ[illegible]力の[illegible]に[illegible]する。[illegible]部の國民學校は[illegible]の打合せによつて三十日まで平常通りの授業、三十一日には修業式を行ひ中等學校は各學校毎に年末は防空訓練、勤勞奉仕或は[illegible]教育を實施し一月四日には一齊に始業式を[illegible]する

萬一千三十一圓五十四錢に達したので臺北市社會事業助成會ではこの金額を左の通り配當二十八日夫々配布した

---

# 皇國女性道の樹立へ

## 女子組織の編成申合す

桔梗俱樂部・職域代表

國内戰爭の[illegible]的[illegible]化により男子はすべて[illegible]國の[illegible]急部面に直[illegible]に向ふ事になりその後はすべて女子が引受けてやつて行かなければならない今日女性の國内[illegible]における[illegible]は重大といふべくその[illegible]を果すため全女性一人もかける事なく[illegible]し向上して行かなければ今日の國家[illegible]に[illegible]へられない。[illegible]を始め[illegible]部各職域に働いてゐる女性は國家の生[illegible]部面の第一線にあり、又國内[illegible]の建設者であるといふ自覺の下に全女性一[illegible]に同じ指導方針のもとに錬成に[illegible]にすべての行動を今より高くしそして眞の皇國の女性道、女性の[illegible]を樹立し[illegible]すべくお互ひに[illegible]し[illegible]内に全能力を[illegible]し[illegible]の重責を[illegible]しようと廿八日桔梗俱樂部に各職域代表女性が集まつた

**臺北桔梗俱樂部** では[illegible]部面を[illegible]内に[illegible]けるのと家庭に在る女性に[illegible]けるのとにわけ今後各職域内において錬成は續けられ、家庭に在る女性は今迄と同じ本部にて錬成を續けてゆく事になつた。職域代表女性は毎月八、十五、二十七日の三回の[illegible]會において[illegible]、[illegible]、身[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、奉仕作業、[illegible]等の各[illegible]を[illegible]し一ある指導方針のもとお互ひに[illegible]成し國家目[illegible]に邁進しやうと決定し錬成に[illegible]にすべての連絡[illegible]を桔梗俱樂部が受持つ事になつたのを[illegible]に左記の事項を申合せ決定した

一、各職域毎に女子の組織を[illegible]成すること

一、お正月には職域内の女子はまとまつて神社參拜すること、外出の際は決戰服にすること

---

# 臺灣藝術社小說入選者

臺灣藝術社[illegible]では[illegible]に本島文化の向上並に本島[illegible]の[illegible]起を目ざすため懸賞小説を[illegible]く一般より[illegible]したが、十一月五日の締切で[illegible]五十六[illegible]に達したので[illegible]、[illegible]、[illegible]の三氏に委囑して[illegible]を重ねた結果次のやうに入選を決定した

一等（賞金貳百圓）[illegible]

二等（賞金各[illegible]）夜明け[illegible]

三等 [illegible]

[illegible]

江山樓[illegible]

---

# 故高木友枝氏追弔式

[illegible]

---

# 皇奉花蓮港廳支部支會長會議

【花蓮港電話】皇奉花蓮港廳支部の支會長會議は二十八日午前九時半より[illegible]

---

# 營業所移轉御案内

今般營業所ヲ左記ニ移轉仕候間御案内仕候

記

新營業所所在地

臺北市西門町三丁目十九番地

[illegible]

支店 臺南市明治町三丁目[illegible]

出張所 東京都[illegible]

大阪市[illegible]

小倉市[illegible]

京城府[illegible]

昭和十八年十二月二十九日

合資會社 臺灣バルカー工業所

# 臺日案內

女給さん募集！

喜樂園 [illegible]

石堂[illegible]

遠藤[illegible]

タイピスト[illegible]

看護婦[illegible]

女兒[illegible]

女子[illegible]

女中[illegible]

海口[illegible]

貸家[illegible]

ラジオとレコード

自由[illegible]

轉宅[illegible]

陸上[illegible]

引越[illegible]

のせ[illegible]

メガネ[illegible]

斷食[illegible]

防空[illegible]

ラジオ[illegible]

蓄音[illegible]

專犬[illegible]

賣電話あり

讓店[illegible]

空室[illegible]

賣家[illegible]

ホンブラ印

キンと米糊

文具用 事務用 工業用 各種

有名文具店

製造元 日本ボンブラ株式會社

[illegible] 近藤商會

長男肇妻清儀

臺北帝大醫院ニ入院加療中ノ處十二月十五日死去致候

[illegible]

父 櫻井省吾

夫 櫻井肇

[illegible] 鈴木正夫

[illegible] 島山彪

妻正子儀病氣加療中ノ處養生不相叶十二月二十八日午前十時死去致候

二十九日午後五時三十分自宅ニ於テ告別式相營可申候間茲ニ生前ノ御厚誼ヲ拜謝シ謹テ此段御通知申上候也

臺北市[illegible]

夫 澤谷[illegible]吉

[illegible] 澤谷弘[illegible]之

[illegible]

母タメ儀療養中ノ處二十八日午前二時五十分自宅ニ於テ死去致候ニ付生前ノ御厚情ヲ拜謝シ謹告仕候

[illegible]

男 正垣武夫

[illegible]

[illegible]治郎儀[illegible]

[illegible]

皇奉事改革

## 全島に魁けて決定
### 初代局長 遠山景一氏語る

【臺中】皇奉の機構改革に伴ひ新に事務局を設置した皇奉臺中州支部では初代事務局長として臺中市内在住の熱と意氣の人として法曹界にその名を知られた辯護士、遠山景一氏が最適任者と折紙をつけられ任命されたが新事務局長としての抱負を左の如く語つた

抱負もありませんよ、不肖今回選ばれて事務局長の椅子に掛る事となりましたが非學淺才果してこの重任に堪へ得るか否か心配してゐる次第であります、併しながら自分として此れから皇奉運動に決死の覺悟を以て突進出來る事を非常に光榮に思つてゐます、この上は本部並支部長の指導をよく守つて誠心と熱を以て同運動に身を投じ粉骨碎身奉公する覺悟で居ります、もう形式を重んじ理窟を彼此言ふべき時代ではありません、唯實踐あるのみ、誠心と熱、これに據つて全島員を率ひ一意皇奉道に決死以て蕩る考へであります

尚皇奉臺中州支部では本會の機構改革に伴ひ新に事務局を設置することとなり事務局長には遠山景一氏が選ばれたが新事務局職員も左の如く夫々委囑された

△總務部 部長立川發男、參事高橋金四郎、水野左一郎、平野金藏、吉田寅男、佐藤清、田川勝東、加賀雨夫、呂世明、高橋良作、竹林傳造
△訓練部 部長林狄龍、參事高橋金四郎、兒玉賢雄、木下讓惠、木原蔵行、草間益美、横溝榮次郎、湖邊、顏春福
△國民動員部 部長楠田拓一、參事高橋金四郎、田畑敬男、中市一、杉山正平、紙上夫雄、稻垣三郎、津田司正、林田[illegible]、芳澤東平、小島猛、林乃昭
△戰時生活部 部長黃朝清、參事高橋金四郎、有住左武郎、辻富[illegible]、海老澤吉松、吉田[illegible]、新保恭八、有馬盛雄、小川節、南尚一、白瀬順、巫永昌、三浦月船

【寫眞は遠山氏】

### 皇奉事務局開所式
### 新機構運營に逞しく出發

【臺中電話】皇奉機構改正に伴ふ臺中州支部の事務局開所式は二十八日午前十時州會議室に於て擧行宮尾支部長以下各部長運營委員參事、主事、部員が參列宮尾支部長より本島決戰態勢強化方策に基く奉公運動向後の強化刷新に關する訓示あつて近藤參事より皇奉運動の刷新方策要綱、事務規定等につき内容説明を行ひ同四十分閉式したが新機構運營に挺身すべき各役職員の人事は二十八日を以て一齊發令された

### 嘉義賞賜物件傳達式

【嘉義電話】嘉義市では二十七日午後四時から市會議室で陸軍曹長[illegible]川雄[illegible]氏外十六名に對する賞賜物件傳達式を嚴肅に擧行同三十分閉式した

### 事務總長を圍んで
### 宜蘭の座談會

【宜蘭】皇民奉公會宜蘭市支會では山本事務總長の來宜を機として[illegible]

### 堂々と勅諭を奉讀
### 六日間の國語教育覿面

【羅東】羅東郡では徵兵制實施に備へて郡下九十餘部落を單位に適齡靑年を集めて訓練を行つてゐる夫々部落在住の勤行報國靑年隊員および中堅靑年が指導員になり朝間夜間を利用して體操教練行軍並に學科を指導してゐる、五結庄利澤簡部落は第一回徵兵適齡靑年錬成會を去る二十一日から六日間に亙り毎日午後一時から利澤簡國民學校で川崎、伊藤及江副憲兵羅東分會員指導の下に訓練したが、二十六日修了式に先立ち午後三時半教練査閲を行つたが適齡靑年三十四名中十一名の國語不解者あり之等國語不解者も僅六日間の教育を受けたのみで訓練成果が覿面に現はれて「君が代」を合唱し更に堂々と國語で軍人に賜はりたる五箇條の勅諭を奉讀し査閲官大串部守[illegible]

### 宜蘭市有志の慰問演藝會

【宜蘭】宜蘭市民の有志は二十五日[illegible]七時から[illegible]

### 鐵血の意力で挺身
### 彰化市奉壯烈々の決意

【彰化】奉公運動の實踐推進隊として過去一周年間果敢な運動を展開し多大な功績を打ち立てた彰化市奉公壯年團では結成二周年記念に當り愈々決戰下の大東亞戰爭下を愈々同心一體聖戰完遂に邁進すべく二十七日午前九時馬場團長以下團員一同彰化神社に參拜して記念奉告祭を執行の後團旗を先頭に堂々と市中行進を行つて市民の戰意を昂揚し次で午前十一時二十分より市公會堂にて結成二周年記念式を擧行したが坂本副支部長、加藤中央本部參事、大井彰化市支會長其の他臨席し國民行事の後馬場團長より過去一周年間の活動經過を報告、坂本支部長代理より左の通り告辭、坂本支部長訓示、馬場團長挨拶、加藤參事祝辭あつて呂明氏團員一同を代表し

皇軍將士の勞苦を偲ぶ忠魂と尊き英靈に應へ吾等奉壯團員は團旗の下團長を中心に同志の結束益々固く和合奮起鐵血の意力をもつて皇民奉公の尖兵として實踐挺身せん事を期する

旨力強く決意を表明して宣誓を行ひ、聖壽の萬歳を奉唱して閉式引續き懇談會に移り意見を交換して午後一時頃有意義裡に散會した

[illegible]十二月十日[illegible]

### 闇の荒稼ぎに斷

【新竹】[illegible]

[illegible]年七月下旬[illegible]所として合計四千三百五十七圓四十錢の闇取引を敢行[illegible]收賄は役徵なりとて檢束中に在[illegible]判官部より收賄、闇取引として懲役二年六月(求刑三年)罰金二千九百七十七圓四十錢の判決言渡しがあつた

### 米作の大敵
### 螟蟲誘殺燈で撲滅

【新竹】新竹州では決戰下食糧の增產的米作を襲ふ螟蟲驅除を確立し、これに對應して來年一期作から米作の大敵とも言ふべき螟蟲を撲滅せしむべく今度既に螟蟲誘殺燈と螟卵寄生蜂保護器を購入注文中の處その殆ど到着したので近く各市街庄にそれぞれ一基づつの螟蟲誘殺燈を配置する事となり、なほ螟蟲の最も多い地方には保護器をも設置する豫定でこれが取扱ひに遺憾なきを期する爲め二十七日午前九時から州立農事試驗場に州下各市街庄の取扱ひ擔當者の參集を求めて督府より來新の三坂技師指導の下に右螟蟲誘殺燈並に螟卵寄生蜂保護器の取扱ひ方法に關する講習會を開催した

### 保安の仕事を援助
### 竹東在鄉警察團で申合

【竹東】新竹州竹東郡在鄉警察團では時局の重大性に鑑み警察保安援助の實を擧ぐべく去る二十六日午後一時から竹東演武場にて臨時總會を開催援助方策に就き協議した結果今後團員が目撃した事で警察執務の參考となるべき事又は防諜犯罪の端緒となる事項等を直ちに警察に通報治安の確保に協力する事を申合せた、尚同席上前線將兵の辛苦を偲ぶと共に感謝の赤誠を披瀝する爲め團員一人に付金一圓以上醵出計金二百圓を陸海軍に國防獻金として提出する事を附議、滿場一致で決定、それより古賀前團長臺北へ轉出に伴ふ後任團長補缺選擧の結果竹東街長山本宗平氏が當選した

### 增產の總蹶起運動
### 江藤知事が具さに視察

【新竹】新竹州では江藤知事自ら陣頭に立ちさきに州下全般に亙つて食糧增產、水利強化、堆肥積込總蹶起推進を通じて來たが今度は去る一日から州下一齊に展開された大詔奉戴二周年記念必勝增產總蹶起運動にも出馬、二十七日午後三時から吉田産業主事、上田市助役を隨へ同市内の大日本製糖、[illegible]會社に赴き同社藤崎社長、臺灣ダンニン會社では家村專務、山地會社では清水社長、臺灣ガラス會社では末吉工場長等の案内でそれぞれ戰ふ工場の眞摯敢鬪振りを一々懇ろに激勵、具さに視察して五時歸廳した、なほ山地會社ではこの總蹶起運動に感謝の意味で同日五千圓を陸海軍に國防獻金をなした

### まごころ獻金

ささやかながら、タラワ、マキンの玉碎の英靈にこたへて、まごころを捧ぐる人々の獻金行爲がつゞく、左の話二つはその小さな花束である

〔三峽〕海山郡三峽東國民學校四年生ヨイ子李添財さんは三年生の時から貯めたお金六圓五十八錢を今度タラワ、マキン島で海軍將兵の玉碎の話を先生から聞かされて幼い心ながら深く感激し感謝の意を表する爲めその遺家族慰問金として差上げたいといつて本社三峽取次店に手續方を依託した

〔海山〕海山郡食糧品組合では組合員總會の時酒代を節約して金壹百圓及並に最近の大戰果に感激して金參百圓並に海山郡警察課永末男氏は病氣見舞の御禮返しとして金參拾圓を夫々國防獻金すべく本社三峽取次店に手續方を依頼した

### 赤誠の獻金品
### 軍司令部(十二月八日迄)

**國防獻金** 一〇〇圓臺北市榮町區第五班、五〇圓同長坂タミ、一五圓同有明町第一分區第一奉公班一同、五〇圓小市太田幸助、三圓六〇錢臺北市松尾弘、二四圓同北門町第八奉公班、一〇〇圓同淺井喜久惠、二〇圓淡水郡野村美貞、五圓臺北市東門町國民子、五〇圓同鈴木政五郎、七〇圓馬公街警防團文奥分團、〇圓同尾谷正一、一〇圓五〇錢馬公街石泉國民學校兒童一同、六圓四四錢沙港國民學校兒童一同、五圓沙港青年團東石分隊員一同、五圓臺北市深草フサ、一四圓六〇錢石泉國民學校職員一同、一圓〇七錢澎湖廳許池家、一〇圓沙港國民學校職員一同、五〇圓馬公街藍錫鐘、三〇圓竹東郡洪世、一〇〇〇圓基隆市山崎元吉、一七圓二〇錢同臺灣協會基隆特別支部、一〇圓同鄭集發、五〇圓同基隆製菓所、一圓〇五錢基隆市曾昌流、五〇圓六〇錢同黃木進、三圓同張水、一圓三〇錢同辛町一分區第五班員、二圓〇五錢同王氏寶玉、五圓同汪耀輝、四圓六〇錢同蔡萬畔、四圓六〇錢同陳清、二圓同江文輝、四圓同小松はぎ、一三九圓同基隆警察署元町保甲聯合會、五〇圓同楊榮氏滿、三〇圓同安田タミ、一〇圓同大丸秀夫、一〇圓基隆市森幸一、三〇圓同吉田義久、五〇圓同宮崎寛代定、二〇圓同梅村隆男、一〇圓同旭町第一區第六班員一同、一[illegible]一六圓東港郡黃明晃、二〇圓同李清案、五〇圓東港郡林邊國民學校保育園兒並職員一同、一六圓四〇錢皇奉玉里街分會、一〇圓玉里郡鈴木ナミ外二名、六圓同張延運、一〇〇圓花蓮港市大川捲三、一二五圓同第一區第廿三奉公班婦人班員、一五圓同門田ムネ、三圓三〇錢基隆郡金瓜石第二十一奉公班、計七三三五圓一七錢

**恤兵金** 四八圓五〇錢臺北市新榮町一分區第三奉公班、一三圓澎湖廳吉貝部落民一同、一一圓七〇錢基隆國民學校職員生徒一同、二〇圓嘉義市永嘉英、四九圓七三錢同若葉國民學校職員生徒一同、一〇〇圓嘉義市役所職員、化學工業、各奉公班一同、二五圓嘉義市吉本[illegible]、一〇〇圓嘉義市爲田重雄、一〇〇圓同蘇光輝、一〇〇圓同永松いつこ、一〇〇圓同阿久津啓作、一二圓六一錢東港郡溪洲農業實行組合員一同、五圓東港郡曾慶讚、一〇圓同鍾昭貴、二二圓六五錢花蓮港高砂鐵、二〇圓同稀村靜雄、一〇圓花蓮港鈴木政治、一一圓三四錢同劉阿扁、一二圓〇八錢伊連木すみ、一〇圓宮地文八、一〇圓同三邁榮治、四〇圓新竹郡紙衣爲組合、二〇圓新竹郡邱源發、一〇圓同劉家齊、一七圓六〇錢同陳實、一二圓同吳聰岳、計一五八四圓二一錢

### 深山の木材も赤襷
### 老濃溪上流から應召(高雄)

【高雄】戰力增強に木材需要の重要性が日と共に昂り行く秋[illegible]高雄州下の大自然林が赤襷をかけて濁流に飛込み飛沫を上げて突進して來ると言ふ朗報、老濃溪上流斧鉞未入の自然林の伐木計畫は營林方面等はさきに竹村州土木課長の現地視察により具體化された事は既報の通りであるが木林班の險路を打開すべく來るより伐木に着手し雨季を待つて搬大津へと流出されるのである、事業が行はれてゐる嘉義方面の過程にくらぶれば總ゆる點に產力を發揮し得るので多大の期待がかけられてゐる、伐木事業には附州の斡旋により水利組合長の星野義一氏が乘り出すことになつた

### 陸軍大臣代理
### 彰化遺族弔問

【彰化】大東亞戰爭に赫々たる武勳を樹てて壯烈な戰死を遂げた故陸軍軍屬の英靈と遺族慰問弔問のため陸軍大臣代理官有田高雄大佐及知事代理新保州兵事課長、同山下屬託は二十七日來彰、午前九時より郡役所會議室に於て彰化郡守、北川庶務、品川警察、藤里勸業課長、内田視學及關係街庄長參列の下に左記遺族に對し懇ろに弔慰の上香奠の傳達式を擧行した

| | | | |
|---|---|---|---|
| 故陸軍軍屬 | 黃友進 | 父 | 黃火炎 |
| 同 | 吳火勝 | 妻 | 吳氏阿保 |
| 同 | 李清科 | 妻 | 李氏金盞 |
| 同 | 梁恩正 | 父 | 梁榮 |
| 同 | 何萬乞 | 妻 | 鄭氏足 |

### 榮光の日に備へて
### 嘉義特別訓練所を開設

【嘉義電話】嘉義市では明十九年一月十日を期し二十七箇所の靑年特別訓練所を開設し來るべき二十年度の榮光の日をめざす良兵教育の徹底的滲透をはかる爲二十日午後零時三十分全市適齡靑年を市公會堂に招集、光榮の若者を鼓舞すると共に今から萬全の用意を喚起した、この皆兵の第一陣をうけたまはる適齡靑年〇〇名は正午前から招集狀を手に胸を張り肩をあげてぞくぞくと參集、定刻前には係員の指示に從つて靑年團ごとに會場に整列を終へ國民儀禮を行つた後本田市長、内田署長、建石憲兵分隊長、松川奉壯團長がそれぞれ激勵の言葉を述べて聽せ、適齡靑年の感激深く良兵たらん誓ひを固めさせ同一時過ぎ散會した

海の勇士

### 船員さん有難う
### 高雄で色々な慰問行事

【高雄】大東亞戰の完遂を目ざし忠誠の熱血を滾らせて七洋に敢鬪する皇國船員に全島民の感謝を捧げる爲來春一月八日より全島一齊に船員感謝慰問運動行事が實施されるが南進の關門たる港都高雄でも船員感謝の赤誠を披瀝すると共に、決戰下海運の重要性を一般に周知せしめる爲八日より十四日迄の期間中に出征軍人、軍屬船員の武運長久祈願祭(八日午前九時於高雄神社)慰問文人形贈呈、碇泊船舶訪問慰安會(期間中入港の船舶乘組員を市内各映畫館に招待)高雄船員寮開寮式(八日午後二時於銀座向ひ船員寮)紙芝居(市内各所)商店飾窓その他多彩なる行事を實施することになつてゐる

### 「海行かば」を血書
### 年齡不足志願者の熱誠

【竹東】新竹州竹東郡芎林地方本社出身現在同郡役所駐在所勤務團田榮維君は曾て陸軍特別志願兵に志願してゐたが、過日の部隊詮衡で年齡の關係により詮衡洩になつたのを痛く殘念に思ひ此程更に初志の貫徹を期するべく白木綿に「海行かば」の全文を血書して部兵事係に提出、係員を感激させた

### 川口、神山兩勇士慰靈祭(潮州)

【潮州】高雄州潮州郡にては二十七日午後一時三十分より潮州西本願寺に於て知事代理渡邊高雄州兵事課長、郡守始め部下各官公衙長、和田潮州警察課長等臨席、有志多數參列の下に故高雄州巡査部長川口發、同神山歆明氏の慰靈祭を執行、午後四時近く嚴肅裡に終了した、故川口巡査部長は宮崎縣宮崎郡佐土原村大字上田島の出身、昭和九年渡臺潮州郡枋山警察官吏派出所勤務を振出しに民衆の指導と治安に敏腕を揮ひ支那事變勃發するや中南支に轉戰し、大東亞戰爭に入つては佛印、ビルマ、ニューギニア各戰線を馳驅し赫々たる武勳を建て〇月ニューギニア戰線で散華したもので神山巡査部長は鹿兒島縣[illegible]郡川邊村の出身昭和十七年五月頃潮州郡警察課として着任、勇躍應召し南方戰線に活躍中〇〇に於て戰病死されたもので何れも將來を囑望されてゐた丈にその戰歿は各方面より惜まれてゐる(寫眞は川口、神山兩氏)

### 增產へ 山、山、堆肥の山だ
### 全農家甲當二萬五千斤造る

【虎尾】臺南州虎尾郡では決戰第三年の一大增產を斷るべく部下全農家に對し甲當り二萬五千斤の目標にて自給肥料の增產に邁進部守以下三課長始め郡役所職員及部下各街庄に各派出所員が總動員して陣頭指揮した結果どの部落へ行つても堆肥の山が方々に見られ量に於て[illegible]

### 軍事知識
### 航空母艦への離着
### 風向に正しく飛び立つ

戰爭の花形飛行機がその母艦空母から發艦しまた着艦するときの狀況を描いてみる——出發の準備の整つた飛行機が出發の定位置につく、母艦は艦長の命令で風上に向ひ全速力で突走を開始する、艦首の飛行甲板の先端から

**白い蒸氣** が白旗の樣に流れる、この蒸氣が艦の中心線とピッタリ合致するやうになつたとき艦の進行の方向は正しく風上に對してゐるのである、操縦者は既に機上にあり、甲板上の飛行隊長が艦長に「用意宜し」の信號をする、そこで艦長は甲板上に障碍物なく艦の進行方向も歪みのないのを見定めて初めて飛行隊長に出發の信號旗振りを命ずる、出發命令は下つて、操縦者はプロペラの廻轉速度に十分自信が出來たと見るや手を擧げて合圖し、機の足の楔を取つて貰ひ勇ましく蒼海原に飛出すのである、飛行機の發艦と共に後甲板では既に着艦準備が整備される、大きな四角目の鋼索網が甲板一面に張られる、その網の下には高さ一呎位の鋼鈑が數呎毎に艦と直角に横に數列並んでゐる、鈑は操縦者で甲板に取付られ容易に斷れるやうになつてゐる、この鈑はヘードル(制動器)といはれ上の鋼索に支へられて眞直ぐ立つてゐる、これは飛行機の着艦に重大な働きをなすので兵員も一生懸命である、「着艦起せ」の命令で飛出した兵の活動も一先づ濟むと兵は飛行甲板周邊の避難所(ガッター)の中に隱れる、艦は再び風上に向つて全速力で驅る、この時艦橋では艦長が細心の注意で煙を吐かせないやうに注意をする 着艦旗がいま 高速力に あふられて切れるやうにはためく、飛行機はこの着艦旗を認めて大突端に高度と速力を下げ艦の後方から近づく、そして鋼索網の上にフワリと降りるのである、機體の拖鉤金具が鋼索に絡みつく、そして機は完全に着艦を了したのである

### タイピストに動員
### 軍の要請で・南方行です

【花蓮港電話】南方建設の推進を抱いてキイを叩いて來た軍人援護會花蓮港支部總督出征軍人遺家族授產所タイプライター講習部出身の乙女等に朗報、昭和十五年四月十五日開講以來八班一百五十名の修了生を送つた由緒ある同所にこの程臺灣軍司令部の要請に應へジャバ、スマトラ、マレー方面の南方派遣タイピストとして臺灣兵務部より軍人援護會花蓮港支部に詮衡選擇採用を一任する旨決定を見、次の如き志願要項を發表、南進乙女の道を開いたので既に南方建設に挺身してゐる幾多の先輩につゞいて祖國へ志願する者があらう、南方派遣タイピスト志願要項

一、募集要項 臺灣軍司令部の委託により同支部にて募集
二、志願者資格 軍人援護會花蓮港支部總督出征遺家族授產所タイプライタ講習修了者たる事
三、待遇 (イ)軍屬(ロ)食住は官給とす(ハ)待遇(ニ)服務期間は少くとも二箇年とす(ホ)出願手續きは軍人援護會花蓮港支部よりの指示ありたる際左記書類を同部に一部提出の事

左記(イ)の履歴書、身體檢查證書、寫眞(名刺判半身)身元證明書、父兄の承諾書

(二)選拔要項
軍人援護會花蓮港支部にて銓衡し採用豫定者(書類)を臺灣軍司令部に送附する

備考 採用豫定者はいつ出發するも差支へなき樣準備しある事

### 新竹防空訓練所修了式

【新竹】防空戰士を養成する新竹州立防空訓練所では去る二十四日同所に於て井原警察部長臨席の下に第四回修了式を擧行したが表彰狀を授與された優秀な警防團の防空戰士は左の六君で今後の挺身活躍が期待されてゐる

△黃嘉謙(中壢郡)△簡運和・黃添福(大溪郡)△彭仁添・古阿安・林春源(苗栗郡)

國恩に感泣

## 徵兵制に應へて
## まづ女子の教育が先決(上)

【潮州】本島改隷五十年、島民最高の榮譽たる徵兵制は愈々來る昭和二十年より施行される事となつたが此の感謝感激と島民の覺悟につき皇民奉公會高雄州潮州郡支會委員黃同福氏は熱誠を披瀝して本島同胞の反省を説き二十七日午後六時二十分臺南放送局より「徵兵制に應へて」と題し左の特別放送をなした

### 徵兵制に應へて

[illegible]の大詔を拜してより正に二周年を過ぎ大東亞戰爭は愈々第三年へ入つたのであります、今や西南太平洋方面に於ける戰況は實に苛烈を極めてゐるのであります、今此の瞬間でも實は當方面で戰つて居る勇士のある事を忘れてはなりません、吾等島民は皇軍將兵の赫々たる武勳に感謝の誠を捧げると共に至死盡忠なる勇士に對し心から敬意の念を表する次第であります此の感激未曾有の大戰爭下にあつて本島にも愈々徵兵制度より皇民と一視同仁の聖恩に浴する事に相成りました、

**本島青年も** 皇軍の一員として陛下の下に御奉公の御楯として彼の強敵米英の世界制覇の野望を粉碎し東亞を搾取の魔手から解放する大業に參じ正義の劍を加ふる事の出來る樣になりました事は洵に男子の本懐としてこれに過ぐるものはありません、是全く一視同仁の聖旨に基くものでありまして大日本五十萬の同胞島民の齊しく感謝感激に堪へない次第であります、本島改隷茲に五十年其間吾々は今日のこの榮譽を如何に待つたことでありませう、ああ遂にその日は來ました、昭和十八年九月二十三日何んと言ふ感激の日であつたでせう「臺灣同胞に對し徵兵制度を實施し昭和二十年より之を實施し得る如く準備を進むことに決定せり」とラジオにより政府の發表をきいたとき

**一瞬眼頭** が熱くなり總身の血が沸き返る心地が致したのであります 皇恩の宏大無邊洵に感泣の外無いのであります惟へば歴代天皇陛下が一視同仁の 御聖旨に基き八紘一宇の我が肇國精神に則り治政宜しきを得たる結果、嘗に支那事變勃發以來、本島人靑年は或は軍屬となり或は義勇奉公隊として前線の將兵と寢食を共にし中には赫々たる功績を擧げて護國の華と散つた方もあつたのであります、その赤誠が認められ先に陸軍特別志願兵次に海軍特別志願兵制度が施行され、既に同胞の一部は

**皇軍の一員** として軍務に精勵してゐるのであります、それに引續き今又愈々徵兵制度を施行することとなりまして此の最高の榮譽を擔ふこととなりました事は誠に感激にたへない次第であるので御座います、そこで吾々は今後如何なる方法を以て本制度に應へなくてはならないかと云ふ點について申述べて見度いと思ひます、凡そ人間は母親の教育の如何に依つて賢愚も定まるものでありまして殊に軍人として立派なる働きをなしたる方々には皆

**その母親** の教育が非常な力を致してゐることを知るのであります、彼の眞珠灣深く突入し鬼神をも哭かしむる偉功を樹てて護國の華と散りました九軍神の傳記を讀んでも如何にその母親が我が子の教育に苦心されたかを知るのであります、然るに本島人は子女の教育には比較的無關心に見受けられるのであります、上流の家庭では餘りに全く可愛がり過ぎて甘へさせて育てて居ります、子供の登校や通學には自家用の人力車に乘せてゐるのを見受けます、此一事から見ても本家庭に於ける子供の躾の一端が窺はれるので御座います又是非、善惡を諭し事理を明にし、そしてなだめすかして、良く言ひ聞かせると言ふことをやつてゐない樣に思はれます

**國民學校** の兒童が朝の登校に泣き〳〵歩いて居るその後から母親が鞭を持つて追つて來るのを見る事が度々あります、實に寒心に堪へません又僕のねだりに對して大きい聲で怒鳴り或は一寸した過失に對しても手荒く制裁を加へると言ふ遣り方は小さい魂をいぢけさせるだけであります、此の點確かに憂慮に堪へぬものがあります、どうか眞に母たる人又は將來母となるべき本島人の方々は人生觀は如何なるもので國家の要求に從つて成育した子供の良く

**内地人の** 子供の躾方を御研究になり之へ教へを範にして、これからの御子息は單に自分だけの子供でなく 天皇陛下よりの御預かりと考へて御座いまして國家が必要な場合は何時でも御役に立てる、と言ふ心構をお持ちになりまして一人でも多く強い子寶を御育て下さる樣御心掛けあらんことを切に希望する次第であります、次に國語の問題に就て御話をし度いと思ふのであります 近頃各種の會合には特に本問題が八釜敷く取上られ論議されてゐる樣であります、改隷五十年に垂んとする秋

**未だに國語** 常用の域に達せず相當數の不解者が存在すると云ふ事は洵に遺憾に思ひます殊に此の問題は徵兵制度と睨み合せて考へた時如何に重要なる問題であるかは今更喋々を要しません然らば如何なる理由で今尚未だ問題を取上げて口角泡を飛ばして議論せねばならないかは過去の事は姑く措きまして將來に對する私の考へを述べさせて戴き度いのであります

### 手藝品も戰力增強
### 即賣會賣上を飛機獻金

【宜蘭】宜蘭市幸町四三奉公班では皇軍の戰果に應へて飛行機獻納の資金を私達の手でと三上トキさんの提唱により班員が各自有合せの品々で手藝品を作製中だつたが二十六日幸町事務所に於て展覽即賣會を催したが飛行機獻納の手藝品とて全部賣切れとなり二十七日賣上金百三圓を市兵事係へ持參陸海軍へ飛行機獻金として寄託したが各方面の賞讃の的となつてゐる

### 屏東綜合訓練道場
### 九塊庄に建設地鎭祭

【屏東】本島青年待望の來るべき徵兵制に應へ屏東郡では郡下の適齡靑年の皇民錬成と健民強兵の實をあげると共に地面男女農村靑年をして食糧增産への尖兵たらしむべく九塊庄下冷水坑九塊厝下の八千五百坪の地をトして工費八萬五千圓で屏東郡綜合訓練道場建設の計畫が愈々實現を見ることとなり二十七日午前十時より地鎭祭を嚴肅に執行することになつた

### ラジオ

第一放送
◇七・〇〇 時報、決戰生活の戰果・石井滿
◇九・〇〇 時報
◇〇・二〇 歌謡組曲 今年の歌…松原操他
◇一・〇〇 時報 ヴァイオリンとピアノ(音盤)
◇六・〇〇 時報 少國民の時間
◇六・三〇 短篇劇 僕らの兄弟…高山徳右衞門他
◇七・〇〇 時報、合唱 國民合唱集、管絃樂 ロザムンデ他
◇九・〇〇 時報 報道 戰時外交一年の回顧と展望…情報局第三部長井口貞夫、海防艦進水
◇九・二〇 手風琴獨奏(臺北)

第二放送
◇六・〇〇 時報(東京)
◇六・二〇 少國民の時間(東京)
◇六・三〇 家庭學習の時間
◇六・五〇 みんなでうたひませう 一月一日
◇七・四〇 朗讀 日本武將の記

## 椰子 (130)
海野十三作
村上松次郎繪

### 赤道倶樂部 (四)

「やあ、お待遠さま。やれやれ、これで助かつた」

と、帆村は笑顏をつくつて、キヨ子の方へ向き直つた。そのとき帆村の顏色は、だいぶん眞に戻つてゐた。

「一體どうなすつたんですの。どんな御用ですの」

「いやあ、大したことはない。ただ、厄介なところの…なんでね」

「どうして、お傷をなさいましたの」

と、キヨ子は氣になると見え、

質問の矢をつづけて放つ。

「はははは。お孃さんには、ちよつと説明がむづかしいところでね。はははは」

と、帆村は笑ひにまぎらせて、その部屋を出た。

「いや、どうも我儘をいつて。キヨ子さんに迷惑をかけたね。そのうち、またうめあはすよ」

さういつて帆村は、自分の部屋の方に歩きだしたが、そのとき思ひ出したやうに、後からついて來るキヨ子に向ひ、

「おい君。春野波間子君は、いつからここに勤めてゐるのかね」

「えつ、誰ですつて」

と、キヨ子は、後から足を早めて帆村に追ひついた。

「春野波間子。君の仲間さ。さう、さつき外から歸つてきたぢやないか。目のまるい、そして男の氣に入りさうな唇、ぴよつんとつまみあげたやうな鼻。そして胸に大きなぴかぴか光るブローチを……」

と、そこまでいふとキヨ子は頓狂な聲を出して、

「ああ、あのひとですか。あの人は春野さんぢやありませんわ。川田波間子さんといふのですわ」

「へえつ。川田……川田波間子さん」

帆村はおどろいた。滅多に驚いた顏をしない帆村北斗が、あけつ放しに驚いた顏をしたのであつた。

それつ切り帆村は、急に無口になつてしまつた。そして默々と廊下を歩く。

「旦那さんは春野さんといふ娘さんをご存知なんですの。その方、川田さんに似てゐますの」

「いや、さうではない」

「あら。お隱しになつても、ちやんと分つてゐますわ。その方、やつぱり川田さんのやうにつうんとお澄ましの娘さんですの」

「これこれ。いい加減なことをいひなさんな。かく。あの川田さんは、そんなにお澄ましかい」

「ええ、ここでも評判ですのよ」

「しかしこれは内緒」

「さうか。それは意外だ。僕は反對に考へてゐた」

「あら、どうしてでせう」

「だつて、あの人は、僕でないもう一人のお客さんの方へ、しきりに笑顏を作つてゐたがなあ」

「まあ、ほんたうですかしら。ぢやあ旦那さまが何か川田さんの氣にさはるやうな冗談をなさつたのぢやありませんの」

「冗談をいつちやいけない」

今日の映畫

大世界 台灣劇 新世界 芳乃館 芳明館 城南映劇 萬華劇場 太平館 第三世界 中央劇場 [illegible] 旭劇場 大和劇場 羅東座 宜蘭座 昇平座

臺北州合同興行會社

國際館 本日公休日 二付休館

基隆劇場 新竹の映畫 新竹劇場 有樂館

29日マデ [illegible]

南旺劇團上演 一月一日ヨリ

ふるさとの風 文化・聖國と馬 本日へ一時ヨリ 二回上映 次週封切 認めたる覺悟

[illegible]

戰時貯蓄債券
大藏省・日本勸業銀行
[illegible]